

提 言

知的生産者選定に関する公共調達の創造性喚起



平成26年（2014年）9月30日

日 本 学 術 会 議

土木工学・建築学委員会

デザイン等の創造性を喚起する社会システム検討分科会

この提言は、日本学術会議土木工学・建築学委員会デザイン等の創造性を喚起する社会システム検討分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議土木工学・建築学委員会
デザイン等の創造性を喚起する社会システム検討分科会

委員長	仙田 満（連携会員）	東京工業大学名誉教授・環境デザイン研究所会長
副委員長	福井 秀夫（連携会員）	政策研究大学院大学教授
幹事	南 一誠（連携会員）	芝浦工業大学工学部教授
	吉野 博（第三部会員）	東北大学名誉教授
	和田 章（第三部会員）	東京工業大学名誉教授
	木下 勇（連携会員）	千葉大学大学院園芸学部教授
	小澤 紀美子（連携会員）	東京学芸大学名誉教授
	小玉 祐一郎（連携会員）	神戸芸術工科大学教授
	佐藤 滋（連携会員）	早稲田大学理工学術院創造理工学部建築学科教授
	進士 五十八（連携会員）	東京農業大学名誉教授
	中井 検裕（連携会員）	東京工業大学大学院社会理工学研究科教授
	濱田 正則（連携会員）	早稲田大学名誉教授
	矢田 努（連携会員）	愛知産業大学大学院造形学研究科教授

本提言の作成に当たり、以下の方々にご協力いただいた。

小野田 泰明	東北大学大学院工学研究科教授
木下 誠也	日本大学生産工学部土木工学科教授
坂井 文	北海道大学大学院工学研究院准教授

本件の作成に当たっては、以下の職員が事務を担当した。

事務	盛田 謙二	参事官(審議第二担当)
	齋田 豊	参事官(審議第二担当)付参事官補佐（平成26年8月まで）
	松宮 志麻	参事官(審議第二担当)付参事官補佐（平成26年8月から）
	沖山 清観	参事官(審議第二担当)付専門職（平成26年6月まで）
	菊地 隆一	参事官(審議第二担当)付専門職（平成26年7月）
	太田 絵里	参事官(審議第二担当)付専門職付（平成26年7月から）

要 旨

1 作成の背景

設計、デザイン、芸術的創作等は文化的な生活そのものを豊かにするのみならず、それが環境や製品の付加価値として観光や商業的、あるいは産業的な競争力に寄与している。グローバル化している現代、その設計、デザイン、芸術的創作等創造性を問われる領域は経済的にも極めて重要になりつつある。設計、デザイン、芸術的創作も役務として認識され、物の売買と同様の公共施設の発注—公共調達、明治22年に制定された会計法により行われてきた。しかし「設計、デザイン、芸術的創作や高度な技術を要する知的生産や知的サービス」と「物の売買」を同列に扱うことは極めて不合理であり、それが国の利益を損なう状態になっている。我が国は創造性、知的生産によって環境価値を上げ、世界に寄与しなければならない。そのためにはその活動を阻害する要素を取り除き、創造性を喚起する社会システムを早急に構築し、推進する必要がある。市民・国民からもより高い質を持つ環境の形成が図られる方策が求められている。創造立国、知財立国、観光立国を目指す我が国の創造性を喚起する社会システムの確立を図るための一方策を提言するものである。

2 現状及び問題点

我が国では国及び地方公共団体等の公共生産・サービスのうち、設計、デザイン、芸術的創作等、創造性を要するいわゆる知的生産を担当する者を選定する場合も、会計法・地方自治法に則り、サービス対価の多寡のみにより決定することを原則としている。公共調達において可能な限り価格を低く抑えるべき要請を満たすべきは当然であるが、物品の購入と同様の方法による知的生産及びサービスを担当する者の選定は合理的でない。事実、そのような形で選定され、質的にも低位な公共施設が出現してきたことは、極めて遺憾なことである。過去に批判を浴びたような不透明な発注を排除する一方、本来、限られた予算という制約は前提としつつも、その中で最高の品質がもたらされる仕組みでなければならない。我が国は知的創造力であるデザイン、技術において世界に貢献する国である。そのためにも、知的生産者の選定方法として対価の多寡のみによるものではなく、創造性を喚起する社会システムの確立が問われている。

3 提言

(1) 知的生産者選定を原則対価のみの競争で行わないよう法制度上の環境整備

我が国において、公的な知的生産及びサービスである設計、デザイン、芸術的創作等を担当する者—知的生産者を選定する方法は会計法、地方自治法に則るものが採用されているが、これらの法により価格競争が原則とされているために多くの公共調達主体が安さのみを重視する入札方法を取られている。本来的に知的生産・サービスを対価の多寡のみで決定する方法は不合理である。したがって知的生産及びサービスについては、原則その対価の安さのみで決めてはならないとするよう、法制度上の環境

整備が必要である。

(2) 知的生産者の選定はアイデア・技術・デザイン

公共工事、公共サービスにおける知的生産者の選定はコンペティション・プロポーザル等により、選定委員会（審査会）を設け、競争性、公平性、透明性を図りながら、アイデア、技術、デザインを優先して決定されるべきである。

(3) 知的生産者の創造的で経済的な選定

適切な業務量に基づく予算に対し、最大の効果を発揮する形で設計の品質を競わせるべきである。発注者側が設計予算に対しても告示 15 号のような基準をもたない場合、対価も提案の対象とする場合もある。そのすぐれた提案を出した者からその対価を順に交渉によって決定する方法を採用すべきである。対価を自動的に評価項目に入れると、良い提案を採用することが往々にできない。交渉により対価を決めていく方法は諸外国でも一般的であり、そのような柔軟性が創造性を問う知的生産者選定には必要である。

(4) 知的生産者の選定者の見識と透明性

コンペティション、プロポーザル等の選定委員（審査員）は、十分な学識と知識、経験を有するものが選任される必要がある。審査基準及びその運営については外部の専門家を入れ、透明性を十分に確保すべきである。

(5) 知的生産者の選定業務の外部委託化

知的生産者がその対価のみによって決められる理由に発注者側に「時間がない」「人がいない」「ノウハウがない」等があげられる。そのために、選定業務を役所内部に限定するのではなく、外部委託も検討すべきである。技術者が少ない自治体等については、積極的に外部委託を進めるべきである。学協会、職能団体、専門企業等がその受け皿として用意されている。我が国の知的生産がより高度に創造的になるために、またもつとも経済的な選定（Value for Money）とするためにも、関係官庁と学協会、専門家との連携が重要である。

目 次

1	はじめに — 創造性を喚起する社会システムの必要性	1
2	提言の背景	2
(1)	日本学術会議等での議論	2
(2)	国家戦略としての知的生産者の創造的選定の背景	3
3	国及び地方公共団体の契約の法的仕組みの問題と改善の方向	4
(1)	法令上の問題	4
(2)	改善のための提案	6
(3)	我が国の公共調達における知的生産者選定の課題と改善	7
4	我が国の公共施設における設計者選定の課題と改善	9
(1)	公共施設、都市建築環境デザインの設計入札の課題	9
(2)	国民、市民は設計入札を望んでいない	10
(3)	我が国の後進性	11
(4)	地方自治体における知的生産者選定に関する条例の必要性	11
(5)	公共施設の発注システムの多様化と設計者選定	12
(6)	最も経済性のある選択	12
(7)	公共事業の調達における一元的な法律の必要性	12
5	公共施設発注における設計入札によらない設計者選定方法の課題と改善	13
(1)	設計者選定方式とその比較	13
(2)	選定の課題	13
(3)	負担と報酬	15
(4)	選定者、審査会の役割と目標	16
(5)	公共施設発注における設計者選定支援と選定後支援	18
6	提言	19
(1)	知的生産者選定を原則対価のみの競争で行わないよう 法制度上の環境整備	19
(2)	知的生産者の選定はアイデア・技術・デザイン	19
(3)	知的生産者の創造的で経済的な選定	19
(4)	知的生産者の選定者の見識と透明性	19
(5)	知的生産者の選定業務の外部委託化	20
	<用語の説明>	21
	<補注・参考文献>	23
	<参考資料>	
	審議経過	43
	<付録>	
1.	自治体の設計・コンサル発注の状況についてのアンケート結果	45
2.	国土交通省による官公庁施設の設計業務に関する実態調査の結果	55
3.	日本建築学会 作品選集(過去5年分入選作品)の調査結果	56

1 はじめに — 創造性を喚起する社会システムの必要性

設計、デザイン、芸術的創作等は文化的な生活そのものを豊かにするのみならず、それが環境や製品の付加価値として観光や商業的、あるいは産業的な競争力に寄与している^[1-1]。グローバル化している現代、その設計、デザイン、芸術的創作等創造性を問われる領域は極めて重要になりつつある。設計、デザイン、芸術的創作も役務として認識され、物の売買と同様の公共施設の発注—公共調達、明治 22 年制定された会計法により行われてきた。しかしこの 20 年ほど、公共施設発注に関わる社会的状況が変化してきたため、法律のより厳格な原則である対価による発注形式がとられるようになり、設計、デザイン、芸術的創作や高度な技術を要する知的生産、知的サービスと物の売買を同列に扱うことが極めて不合理になってきた。それが国の利益を損なう状態になっている。我が国は創造性、知的生産によって環境価値を上げ、世界に寄与しなければならない。そのためにはその活動を阻害する要素を取り除き、創造性を喚起する社会システムを早急に構築し、推進する必要がある。

我が国はその科学技術の成果として、土木、建築、造園等を含め、その建設・設計から生産に至る技術において世界的にも高く評価されている。しかし、更なるイノベーションが求められている。都市、建築、環境の分野において、設計、デザイン、芸術的創作という領域の重要性は申すまでもないことである。それらの成果が我が国の環境価値を上げ、創造都市化への観光等のますますの産業化が図られる必要がある。

我が国の課題は、その「匠」の伝統的な技術を継承しつつも、より時代に適応した技術、デザインが創造されていかねばならない点にある。しかしながら、公共施設において設計、デザイン、芸術的創作等創造性を問われる者の選定において、我が国では十分で有効的な社会システムが作られていない。かつての量的確保のための対価の入札というシステムが現在も横行しており、我が国の設計、デザイン、芸術制作領域の更なる発展を阻害しているとも言える^[1-2]。

即ち、我が国の社会資本である公共施設等の環境価値向上のためのデザインなどを提案する者の選定において、早急に創造性を喚起させる社会システムを構築する必要がある。

我が国では先の大戦後復興のために、都市、建築においても量的な確保のための安易なシステムが先行してきた。しかし、質が求められる現代において、その旧来のシステムが残存していることの弊害は大きい。早急に改善し、我が国の更なる文化レベルと都市建築の環境価値を向上させるとともに、技術、デザインの競争化によって、世界的にも貢献しうるレベルを開拓して行く必要がある^[1-3]。

2 提言の背景

(1) 日本学術会議等での議論

日本学術会議において本分科会が立ち上げられた動機は 2010（平成 22）年にさかのぼる。第 21 期に社会的発信として 2 年間にわたって議論し、まとめた「学術の展望」^[2-1]という報告書とポスターを内外に発表したとき、その表紙、ポスターのデザインがあまりに低いレベルであるため、「これはどのように決められたのか」との会員の問いに対して「入札によって決められた」と事務局が答えた。この件に関しては総会においても議論され、「我が国の英知を集めた成果物である報告書の表紙やポスターはやはり我が国を代表し、世界的にも評価されるグラフィックデザインでなければならないのではないか」^[2-2]との問いに対し、「日本学術会議が内閣府に所属している限り、やむを得ない」ということであった。会計法^[2-3]の縛りである。このほかにも、日本学術会議の社会的発信における英文の翻訳についても外部委託する際、ただ対価が安いところに発注されるため、ほとんど使い物にならないものが出てくる等の議論が部会や総会でもなされ、日本学術会議の活動においても、現在の会計法の問題点は認識されていた。

対価が安いところに、設計、デザイン、芸術的な創作、高度な知的技術を問うことが、不合理なのは明らかである。安いだけの知的生産行為における成果は、その後の影響が極めて大きく、我が国全体の知的資源の消費だけでなく、その後の物的生産価値を低くし、競争力のないものに貶める、正に社会的資産の浪費となる。

実際には地方自治体で発注している建築設計で、対価だけで選定されているものは 70%以上である^[付-1]。それ以外のアイデア・デザイン・技術で選ばれているものは 1%程度に過ぎない。一方、日本建築学会が毎年我が国を代表する建築 100 作品を「作品選集」として選集委員会よりレビューし、評価しているが、最近 5 年間に選ばれた 500 作品のうち、公共建築は 94 作品で、その 75%以上がプロポーザルというアイデア・デザインで設計者が選定されたものだ。対価の多寡で選ばれたものはわずか 6%である^[付-2]。即ち我が国の公共建築物の多くは対価の多寡で設計者が選定されているが、それらは建築的・社会的評価を与えられることがほとんどないことが示されている。

市民・国民からもより高い質を持つ環境の形成が図られる方策が求められている。そのような点から、どのようにして我が国の知的生産者の公的選定を行うかということは極めて大きな課題である。

我が国では設計、デザイン、芸術的創作等、創造性を要するいわゆる知的生産、サービス等を担当する者を選定する場合、会計法・地方自治法^[2-4]に則り、サービス対価の多寡により決定することを原則としている。しかし知的生産と物品の購入が同様の方法による選定は合理的ではない。事実、そのような形で選定され、質的にも低位な公共施設が出現してきたことは、極めて遺憾なことである。我が国は知的創造力であるデザイン、技術において世界に貢献する国である。そのためにも、知的生産者の選定方法として対価の多寡によるものではなく、創造性を喚起する社会システムを確立することが問われている。

(2) 国家戦略としての知的生産者の創造的選定の背景

世界の観光市場経済は、世界の軍事費総額に匹敵すると言われている。世界各国の人々が旅行し、異文化交流を活発化することは、富の平準化と民族を超えた相互理解を推めて、世界平和に多大の貢献となる。非日常体験を求める観光・ツーリズムのインセンティブは自然風土という「地」の上に展開される個性豊かな建築や庭園、芸術文化などによる「図」である。古今東西の創造的デザインの作品世界が人々を魅きつけて止まないものである。

歴史的には王侯貴族をパトロンとした芸術文化が創出されてきたが、民主社会ではあえて意識的に「美の創造」「創造性を喚起する行政的取り組み、企業活動、更には教育等社会システム」を構築しなければ、過去の歴史遺産を消費するだけになってしまう。かつては教養ある政治家たちが能力ある建築家に設計を特命で発注した時代があった。しかしそれは往々にして不透明な意思決定によってなされ、未成熟な時代のプロセスであったといえる。それに対し近年では東京都で 1982（昭和 57）年から始まった建築設計候補者選定委員会は、識者による委員会がそのプロジェクトの性格により委員会推薦のような形から設計候補者に対し、プロポーザルを行う等、多様な方法により東京都らしい、東京を代表する建築作品がつくられ、多くの賞を受賞するなど、成果を上げてきた。また熊本県においても 1988（昭和 63）年から「くまもとアートポリス」^[2-5]が創始され、現在まで 20 有余年 4 代の知事にわたり「県全体が建築博物館」と呼ばれ、世界中から視察者が訪れる。また建築学生の見学先として賑わっている。ここでは建築設計者の選定をコミッショナーと呼ばれる学識者、専門家が中心となり、県内の公共施設のみならず、民間施設においても、設計者選定のプロポーザル、コンペを主導してきた。それにより全県的な芸術文化イメージの発信に成功している。

個から群に、各地で建築事業を通じて文化立国を目指す努力がなされてきている。2004（平成 16）年景観法^[2-6]制定以後、こうした動きは全国的に理解されつつある一方、未だ多くの行政担当者や首長の認識が及ばず、折角の公的投資が知的生産者（設計者等）の安易な選定により地域の文化ストックになりきれしていないのは、国家的に大きな損失である。

我が国は資源の乏しい国である。デザイン・技術で世界に貢献する国である。そのデザイン・技術をより高める創造性を喚起する社会システムが求められる。公共施設発注においても、デザイン、技術開発を喚起し、我が国の環境価値を上げ、観光産業を含め、様々な人々にとって魅力ある国土、都市空間、生活空間が作られねばならない。

デザインを国家戦略として位置付けている国は多い。我が国の近隣諸国も法を整え、目覚ましい成果を上げつつある。我が国も従来聖域と言われた領域にこだわらず、環境価値向上の疎外要素を取り除き、推進していくための社会システムを早急に整えることが求められている。

3 国及び地方公共団体の契約の法的仕組みの現状の問題と改善の方向

(1) 法令上の問題

我が国では、国及び地方公共団体が、物品購入、役務等を発注する契約を締結する際の原則について国では会計法^[3-1]、地方公共団体では地方自治法^[3-2]に基本的な定めがある。

具体的には、会計法では、契約締結の際は原則として金額による競争に付さなければならないこととされ（会計法 29 条の 3 第 1 項）、例外的に契約の性質又は目的により競争に加わるべきものが少数で競争に付する必要がない場合、競争に付することが不利と認められる場合には指名競争によることができ（会計法 29 条の 3 第 3 項）、契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合には随意契約によることとされている（会計法 29 条の 3 第 4 項）。会計法に基づく予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）によれば、随意契約によろうとする時は、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならないこととされている（予決令 99 条の 6）。国の契約の予定価格が少額である場合等においても、指名競争または随意契約によることができることとされている（会計法 29 条の 3 第 5 項）。

地方自治法においても、地方公共団体が締結する契約は、原則として一般競争入札によることとされ、指名競争入札、随意契約、又は競売りは、一定の政令で定める場合に限って行うことができる（地方自治法 234 条 2 項）。地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項では、随意契約によることができる場合を限定列挙し、一定の少額の契約を締結する場合（同項 1 号）、性質又は目的が競争入札に適しない契約を行う時（同項第 2 号）等、一定の場合に限って随意契約を行うことができるとされている。

結局のところ、公的な知的生産及びサービスである設計、デザイン、芸術的創作等を担当する者—知的生産者を選定する方法も含め、会計法及び地方自治法が価格競争を本来の原則としていることをも踏まえ、現実には多くの公共調達主体が安さのみを重視する入札方法を取っているのが実態となっている。

① 業務が成果的、専門的で創造性が要求される場合には価格競争は合理性がない

会計法にいう「競争」、地方自治法にいう「一般競争入札」は、価格による競争を前提としており、設計、デザイン、調査研究、コンサルティング、技術提案など、言わば高度に専門的、創造的で知的な作業が必要とされる分野においても、あたかも一律に金額の多寡で競争させ、発注主体にとって金銭的にのみ有利となる契約を締結することを推奨しているかのごとく一見見受けられる。確かに、品質にばらつきの少ない物品の購入や、定型的役務については、購入や発注の対象たる物品、役務等の概念や内容が明確であり、必要な品質を確保できているか否かのチェックも事後的に容易であるため、一定の仕様を前提として金銭の多寡によって競わせることに合理性がある。

しかし設計、デザイン、高度の調査分析など、むしろ一定の予算制約の中で最も品質が高くより政策的に優れた効果が求められる場合、価格のみによる競争は本来の政策意図にそぐわない。即ち、業務が成果的、専門的で、創造性が要求される場合に

っては、ただ発注対価が安ければ良いわけではなく、合理的な予算内で最も優れた品質のサービスを購入することこそ、国民、住民にとって最良の選択となる。

したがって、必ずしも明確な定型的な仕様が想定されないこれらの業務については、一定の予算で最も優れた内容、品質が実現できるような契約を締結することをむしろ原則とすべきものである。ところが、日本における国、地方公共団体等の設計、デザイン等の発注業務では、一般競争入札により、設計料や受注金額の多寡で設計者等を選定する方式が依然として主流となっており、創造的行為である建築、デザイン、調査分析などの品質面での担保が十分に図られていないのは由々しき問題である。

② 原則の問題

現行法の下でも、国については「契約の性質または目的が競争を許さない場合」（会計法 29 条の 3 第 4 項）、地方公共団体については「その性質または目的が競争入札に適しない」契約をするとき（地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号）という規定により、価格競争になじまない場合には随意契約によることが想定されている。現実には随意契約に含まれるコンペティション・プロポーザル方式は、これらの規定を根拠として一部公的主体で活用が図られているが、もともと、品質がほぼ均等で、価格の低廉さのみによって発注先を決めるべき典型的な場合はともかくとして、知的創造的役務については、価格のみで競争をさせると十分な品質を確保することが困難となることは明らかである。このような場合は、端的にその性質も、目的も、価格のみによる競争を許さない、又はそれに適しない場合であると解釈すべきものである。設計やデザインなど一連の専門的、創造的な業務については、現行法の下でも、価格による一般競争入札によるべきものではなく、コンペティション・プロポーザル方式など品質面での競争性を確保した「随意契約」によることこそ、本来の原則と解釈すべきである。

③ 従来の改善努力は成果を上げていない

1994年に閣議了解された公共事業の入札・契約手続きの改善に関する行動計画でも、一定金額以上の公共事業については、公募型方式又は公募型競争入札方式を採用する旨規定する。また、2005（平成17）年に施行された公共工事の品質確保の促進に関する法律^[3-3]（以下、「品確法」という）は、国、地方公共団体等が発注する建設工事（公共工事）について、「建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できると、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することにかんがみ、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」（同法 3 条 2 項）と定めている。少なくとも公共工事に関しては、単純な価格のみによる一般競争入札がもたらしうる弊害に言及する。更に、品確法 8 条 1 項に基づき同年閣議決定された基本方針第 2 の 7 では「調査・設計の契約に当たっては、競争参加者の技術的能力を審査することにより、その品質を確保する必要がある」と明記し、政府により専門的、創造的業務についての品質確保の重要性が謳われている。更に、2014年品確法改正では、技術提案選定後の価格交渉制

度、技術者の能力評価のあり方を国が検討する義務などが盛り込まれ、価格競争を原則とする考え方は、法令上もますます修正されつつある。

しかし多くの公的主体では、法令の基本原則から見て、一般競争入札以外の随意契約の一種であるコンペティション・プロポーザル方式を採用することに対して躊躇が見られ、必ずしもこれらが全国で普遍化していないのが実態である。これは、発注部局の担当者にとっては法令の原則が一般競争入札であり、随意契約という、言わば法令の位置付け上例外扱いとなっている契約形態によることで、より重い説明責任を果たすこととなるのを避けて、形式的に「公明正大」な契約手続きを取ることにによる一種のリスク回避の方便として一般競争入札を採用しがちとなっていること、コンペティション・プロポーザル方式は負担が重くなると考えがちなことによるものとみることができる。

④ 価格と品質を総合勘案する総合評価方式には問題

コンペティション・プロポーザル方式は、法令上は随意契約と位置付けられるものの、実質的には、第三者性の強い中立的で公正な審査機関が介在することが想定されており、一定の評価基準の客観性や運用の公正さが担保される限り、特定の発注先を優遇するなどの恣意性が混入する可能性は小さく、品質面での優れた奨励する手法であるが、価格と品質の双方を勘案する総合評価方式による発注は、価格要素と品質要素のウェイト付けの割振り基準の設定・運用に恣意性が混入しやすく、しかも予め基準を予測することのできない受注者側に多大な負担と、品質本位の提案を行うことへの躊躇を生じさせる。一般的には価格と品質の配点比率が1対1などと決められるが、仮に卓越した提案でもせいぜい半分程度の評価割合では創造的提案は生まれにくい。更に通常は非公表の入札予定価格によって上限価格には厳格な制約があり、これを超えると失格となることから、応札者には価格を抑える誘因が一層生じる。しかも、価格と品質の組み合わせは無数にあるから、評価基準や両者の換算比率を知りようのない応募者にとっては極めてリスクが高くなる。このような総合評価方式は、かえって透明性、客観性を欠くのみならず、そもそも専門性、創造性の高い業務には問題が多い。

(2) 改善のための提案

① 国による現行法の適切な解釈の徹底

契約の対象たる役務や成果物の性能や品質が定型的ではなく、そこに創造性を発揮することが求められるような国・地方公共団体による発注については、第一に、差し当たり国は、国、地方公共団体その他公的機関からの発注業務について、現行法令の下でも、会計法、地方自治法、品確法などの現行法令の下でも、むしろ、コンペティション・プロポーザル方式によることを原則とすべきである旨解釈できるものであって、価格のみ競争させる一般競争入札によることが適当ではない旨を関係機関に対して周知すべきである。

② 法制度上の環境整備による画一的な一般競争入札原則の廃止

第二に、現行の会計法や地方自治法の契約に関する規定が、一般競争入札を機械的に原則とすべきとするかのごとき誤解を生みかねない書き振りととなっていることを踏まえ、抜本的対策として、国は、これらの法令の一般競争入札原則を廃止し、契約の目的、性質に鑑み、専門性、創造性の高い業務については、対価による選定を禁じて、コンペティション方式、プロポーザル方式等を原則とするよう明記する法整備を検討すべきである。現在の規定を精密に読むならば、本来専門性、創造性の高い業務については、価格競争原則の例外とすることが「できる」旨読むことができ、政策的にはむしろそう「しなければならない」というべきものであると解することも不可能ではないが、本来、このように趣旨が不明確で、明確な基準を提供しないのみならず、むしろ法の意図を逆に取ってしまう公的主体を頻発させているような法の規定振りでは、よく読めば適切な運用ができるものであったとしても、法改正をしないまま不適切な結果がもたらされることを放置することは妥当でない。また、この原則と例外については端的にそれぞれの法に明記されており、下位法令である政令の改正によってこの原則を変えることはできない。したがって、誰が読んでも適切な結果がもたらされることとなるよう、法制度上の環境整備によって適切な基準を明記すべきである。

例えば第一の方法による場合、国の直轄事業については、とりあえず閣議決定や当該所管の官庁からの通知・通達のような形で改善される可能性はあるが、自治体の事業、なかんずく芸術創作等に関する事業については、やはり法令による明確な基準を示さなければ適切な契約形態を定着させることは困難である。全国の官庁、全自治体に関わる本質的な問題が存在する以上、会計法、地方自治法等において、高い技術力、専門性、創造性を問う業務については対価の多寡のみによる選定を禁ずるよう法制度上の環境整備が必要と思われる。もっとも、一方で品質のみを追求するあまり価格除外視の発注となることが生じないよう、コンペティション・プロポーザル方式による場合であっても、前提となる価格制約については適切な範囲に収まるよう、現実の発注業務の集積から検証した基準に基づく厳正な統制が必要である。

(3) 我が国の公共調達における知的生産者選定の課題と改善

我が国の創造性を有する高度な技術、デザイン能力を持つ知的生産者の選定を、その対価の多寡で選定する傾向にあるのは次の理由によることが当分科会調査^[付-1]から伺える。

- ① 会計法・地方自治法の原則
- ② 選定に時間がかからない
- ③ 議会・国民に対して選定結果を説明しやすい 583
- ④ 他の選定方法をとるための人手がない
- ⑤ 他の選定方法がわからない

しかし、これらの理由は我が国が公共施設発注を通して創造性を喚起しなければならない時代と世界的な状況の中で国益を図る正当な理由とは考えられない。冒頭に挙げた日本学術会議の成果ポスターにおいても、その世界的な発信を強く意識するならば、当

然日本を代表するデザイナーの起用を考えねばならない。対価の安さを競わせてデザイナーを選定することは考えられない。識者による選定委員会を作り、実績のあるデザイナーのリストを作り、その中から面接し、実績を評価がなされるか、指名コンペティション等により選定されるべきである。

2 提言の背景(1)で述べたような翻訳業務においても高度な技術、創造性が必要であるので、やはり選定委員会形式等で選定される必要がある。良い選定が行われることにより文化・芸術的にも優れた成果と、その大きな社会的効果が期待できる。時間がないという理由がよく取り上げられるが、時間内に上げるためには適切なスケジュール管理を行うことによって、十分な時間はとれるものである。災害復興等の場合など、本当に時間がない場合には、簡便な方法も考えられる。ときに選定支援作業そのものを経験豊富な専門職能団体や企業に外注する等の方法をとることも考えられ、より効率的に作業を進めることができる場合も多い。いかなる場合も対価のみで選定する理由はない。我が国の高い文化レベルを発信するために、高い創造性を喚起する知的生産者選定のシステムが構築される必要がある。

具体的手法については、この問題について学術・職能領域で長年議論されてきた建設関係の分析を以下に述べる。

4 我が国の公共施設における設計者選定の課題と改善

(1) 公共施設、都市建築環境デザインの設計入札の課題

我が国の公共事業として土木・建築等に関わる投資事業は最盛期の1990（平成2）年頃の5割以下に減ってはいる^[4-1]が、ヨーロッパ主要5カ国の建設投資額に匹敵すると言われるほど大きい。これらの投資が国民の社会資本として年々蓄積されていくのであるが、それが文化的で安全な生活を守るだけでなく、産業を支援し、様々な形で我が国の国土を含めた環境価値を上げることに寄与しなければならない。そのためには設計・計画という知的生産行為がいかに重要なものであるかは明らかである。そういう意味において、前項でも述べられたように、現会計法は知的生産者を対価によって選定する形が主流となっており、そのマイナスの影響は極めて大きい。国際化する社会の中で、都市環境も観光や関連産業等、様々な点で競争化の時代である。そういう点での都市、建築、造園、土木等の建設関係領域における設計者選定の問題は極めて重要な問題と認識される。我が国の公共施設の質を上げることは、市民・国民の利益に添うものであり、早急に改善が図られねばならない。

① 設計者選定の変遷

そもそも、1990（平成2）年代以前には我が国を代表する建築物は特命、隋契によって多く選ばれていた。住民の負託を受けた首長が自らの都市・地域の設計を優れた設計者に指名していた。一部には恣意的あるいは透明性を欠くような形での選定も見られたことから、首長といえども特命、隋契という形で設計者を指名しにくくなった。トップダウンによる選定が少なくなってきたという傾向は、日本のみならず、欧米においても同様で、かつてフランスのミッテラン大統領がアメリカの建築家イオ・ミン・ペイにルーブル博物館の改装を委託したような形はなくなりつつあって、コンペティション方式、プロポーザル方式、資質評価方式等の代替方式が採用されている。我が国では1994（平成6）年の公共工事入札、契約手続きの改善に関する行動計画、2005（平成17）年の品確法により、対価の安さによる選定をしないプロポーザル方式が強く推奨されたため、国の発注においてはかなり改善されたが、地方自治体においては、まだまだ設計入札が多いのが現状である^{[4-2][4-3][4-4]}。当分科会調査^[付-1]では、都道府県では83%、政令指定都市では72%、特別区では72%、市では72%、町村では70%が入札であった（平成25年度）。

設計入札がなくなる理由に、その法的制約を挙げられる。それらは会計法・地方自治法である。しかしながら、その内容は設計やデザインのような知的生産行為を必ずしも設計入札しなければならないものではない。しかし特命発注が癒着という形で劣化したと見なされたため、設計入札こそが良いように思われている。しかしそれは決して創造性を高め、良質なものを生み出さない。癒着や不透明な手続きなどは適切に排除することが可能であり、公平性、競争性、透明性を持つ選定としてコンペティション・プロポーザル方式等は十分に高い品質を保証できる方法と考えられる。日本建築学会が作品選集として選定している年間100の作品の75%はプロポーザル・コ

ンペで選定されたものである。価格で選定されたものはたった6%である^[付-3]。

② 設計入札の簡便性

コンペティション・プロポーザル方式が広がらないのは設計入札が一番簡単だと言われている^[4-5]。サービス対価の多寡で選ぶから、議会、市民、国民に説明しやすい。コンペティション・プロポーザル方式を採用すると、審査員や審査の選定等について説明をしなければならず、時間と経費がかかる。分科会での調査^[付-1]によれば、多くの自治体でも入札による発注で、質が確保できないという懸念を持っている。プロポーザル方式を採用した場合、発注者受注者選定までの期間が長くなり、事業に遅れが生じる可能性があり、又発注者側の技術者不足を訴えている。コンペティション・プロポーザル方式を行おうとすると、選定事務を企画する技術者が必要である。企画するノウハウも必要である。時間がかかるため、早急に建設しなければならないプロジェクトに対してはサービス対価の入札制度が簡単だと思われる。しかし、震災復興事業の場合でも中国の四川大地震の場合^[4-6]、国際コンペティションを含め、世界中からアイデアを募り、3年で観光地として復活し、多くの人々を集めている。我が国ではその被災地域が広い等、様々な事情があるにせよ、復興のためのコンペティション・プロポーザル等が行われることが少なく、設計入札が横行し、質の低い復興がなされるのではないかと憂慮される。

戦後復興期 50 年の量的拡大の時代とは異なり、21 世紀は高い質の建築、都市環境デザインが求められる時代であるから、設計者・コンサルタントをじっくりと時間をかけて選び、質の高い環境を作っていかなければならない。そのための時間、人。技術を工夫する必要がある。

③ 選定システムのノウハウがない

地方の小さな自治体のようにコンペティション・プロポーザルをどう行うかわからない、あるいは運営する技術者がいないという理由で設計入札に走る傾向があるが、そのような場合にはそれを支援するコンサルタントや関連学協会を利用することを考えるべきである。中国はこのコンペティション代理会社を公共だけでなく民間のプロジェクトでも使い、国際コンペティションを街路のデザインに至るまでスムーズに行っている。日本にもそのようなコンペティション・プロポーザルを支援する事務所は存在するのでそれらをもっと利用すべきである。また、学会を始め日本建築家協会(JIA)等職能団体でもコンペティション・プロポーザルの支援組織を作っている。問題は行政のやる気である。

(2) 国民、市民は設計入札を望んでいない

国民、市民は安い設計料で設計する建築家やコンサルタントを望んでいるかといえばそうではない^[4-7]。2002（平成 14）年に横浜市の 283 名に対し、公共建築の設計はどのように発注されるべきかを問うアンケート調査が行われた。設計料が安ければ安いほど良いという市民は2%で、86%の市民はコンペティション・プロポーザルのようなデザイン、技術で競争させて選ぶべきだと回答した。このように、市民、国民は設計やデザ

インという知的生産・サービスがただ安ければ良いのではないことを理解している。役所のみが一番簡単で、議会からも文句を言われない設計入札を多く採用しているだけなのだ。市民は安さだけを求めている。まちを美しく、良くしていくためには、計画し、デザインする人たちの選定が極めて重要なものを知っている。

(3) 我が国の後進性

設計入札という設計料の多寡で設計者を選定する方法を採用する国は世界的にも極めて少ない。公共施設の設計者選定と設計は十分な時間とエネルギーをかけて慎重に行うべきだ^{[4-8] [4-9]}。

アメリカでは、1974（昭和49）年に制定された「建築家、技術者選択法」（ブルックス法）により、公共施設の設計者が選定され、設計入札は行われていない。アメリカでは資質評価方式が多い。対価は交渉である。価格は建設コンサルタント、設計者を選定する段階では一切考慮せず、選定後、業務内容を明確にした上、対価は交渉して決められている。フランスでは公共調達法典により応募者の中から5社を選定して、コンペティション方式で行う。5社のうち1社は全く実績のない人を候補者として、新人デビューの機会を作っている。価格も提出させるが、その評価は全体の5～10%としている。ドイツでもコンペティション方式による選定が多い。中国でもアメリカ、ヨーロッパと同様、コンペティション方式で、提案により順位を決められた後、価格は交渉である。韓国では2012年都市建築研究所の発議により「都市建築サービス推進法」が作られ、設計発注の創造性を評価する方法に転換された。中国、韓国もデザインを国家戦略として明確に位置付けている。またそのための法整備も行っている。我が国が1890（明治22）年にできた聖域に縛られているのは極めて問題である。

人々はより快適で、より美しい国、町に住みたいと願っており、魅力あふれた国づくりは国益にも適う。デザイン、設計者選定に当たっては設計者の優れたデザイン力や技術力が評価される制度や環境の整備が不可欠である。

(4) 地方自治体における「知的生産者」の選定に関する条例の必要性

国の施設の設計発注では設計入札は極めて少なくなっている。しかしながら地方自治体では、規模が大きな物件に対してはプロポーザル等が多くなってきているとはいえ、県や政令都市レベルの自治体でも設計入札で設計者選定しているところは多い。設計者選定が重要と意識している首長がいる地方自治体では、設計入札は行われにくい。しかし、首長が変わると、設計入札に変わる場合もある。首長の意識によって、即ちその自治体のその時代のまちづくりの意識によって、設計者選定方法が異なるのが現状である。本来的には、我が国の都市建築の環境価値を向上させるため、国家戦略としても原則、対価によらない選定という法制度上の環境整備が望ましく、選定の細則に関しては、自治体が条例として制定すべきと思われる^{[4-10] [4-11]}。我が国の公的事业として創造性を問う知的生産及びサービスを担当する者の選定において、国家戦略としては一貫性を社会システムとして確立すべきである。

(5) 公共施設の発注システムの多様化と設計者選定

公共施設においても、その発注システムにおいて、全てを公共的な財源に負う形が従来の方式であるが、その財源をより広く民間が負う形や、民間との共同という形で行われる事例も近年多く試みられるようになってきた^[4-12]。その中で従来の設計・施工分離型の発注方式ではなく、設計者と施工者、更に運営者が一体として設計から建設・運営までも受注するような方式（いわゆる PFI）まで多く広がってきている。その傾向はヨーロッパ等の影響が顕著である。そこでは全体の工事費がプロジェクト成立の決定的な要素となりがちであるが、設計の質のレベルをどう担保するかが問題である。総合評価システムにおいても、工事費とデザイン、機能等の評価とのバランスが図られる必要がある。高いデザインの評価システムが求められている。

(6) 最も経済性のある選択

設計入札を止め、コンペティション・プロポーザル方式で行うことは、品質さえよければその対価はいくら高くても良いということではない。公共施設の場合、その価格も十分に説明できるものでなければならない。一般的に建築設計の場合、規模、建物種別によって、専門家の業務量の基準が告示 15 号によって定められている。これは公共、民間を問わず適用できるものである。したがって国及び地方自治体での建築設計はほとんどこの基準に基づいていると思われるから、ある程度適切な予算がつくられ、それを限度としてデザインや質の競争により知的生産者が決定されるべきであろう。また設計の対価そのものが評価の対象となる場合（たとえば PFI 等のデザインビルド的な事業）には、まず選定はデザインや技術という質で行ったうえ、金額は交渉で行うべきだと思われる。デザイン、技術でまず優先順位を決め、対価については交渉で決定していくのが一般的な国際的ルールである。そういう形により、創造性を第一に評価し、対価については交渉により決定していくような柔軟性が求められる。それがその事業のもっとも経済性のある選択（Value for Money）を可能とすると思われる。

(7) 公共事業の調達における一元的な法律の必要性

我が国の公共事業における設計生産を含めた調達は、明治 22 年に作られた会計法により、その枠組みが定められ、昭和 22 年に新たに制定された会計法によっても、その基本は変わっていない。しかし諸外国においては、社会情勢の変化に対応して、多様な公共調達方式の整備が進められてきた。

我が国以外では国の会計法や地方自治法に調達ルールを規定している国はほとんどなく、公共調達に特化した法律を整備している。国及び地方公共団体を通して、一貫した共通のルールとして、創造性を喚起し、我が国の技術力を向上させるような公共調達に関する法制度上の環境整備^[4-13]が必要である。

5 公共施設における設計入札によらない設計者選定方法の課題と改善

(1) 設計者選定方式とその比較

設計入札によらない設計者選定方式として、我が国では関連学協会、関連省庁等より、以下6つの方法が推薦されている^[5-1]。それぞれが特徴と課題を有しており、応募者に対する負担も異なる。選定はその対象となるプロジェクトの目的、性格に合わせ、選定方式が決められる必要がある。

① 特命方式

特命方式は発注者が直接、設計者を指名する方法である。公共施設発注者側にははっきりした建物のイメージがあるとか、設計者の能力や技量などについて実績を通して十分な情報がある場合などに採用されることが多い。

② 選定委員会方式

選定委員が候補者を推薦し、委員会の協議で決定する。原則的に候補者に資料を求めず、委員会が独自に資料を収集する。

③ コンペティション（設計競技）方式

設計案をえらび、その提案者を設計者に指名する方式で、設計案作成に必要なかつ十分な要件や条件を発注者があらかじめ設計者に提示するとともに、提案作成に必要な期間と応分の費用を用意しなければならない。

④ プロポーザル（技術提案）方式

設計体制、実施方法やプロジェクトに対する考え方についての技術提案書を求め、必要に応じてインタビューを行って設計者を選ぶ。技術提案には具体的な設計案を求めることはせず、コンセプト、イメージ、手法等を提案する。設計を委託するに相応しい組織と人を選ぶことを目的とする。

⑤ 資質評価方式（QBS）

設計担当者の資質、人格、実績を審査し、必要に応じて担当者の代表作品を視察し、関係者にヒアリングを行って評価し、プロジェクトに相応しい者を選定する。当該施設の設計案は求めないため、設計競技方式のように設計案に拘束されることはない。

⑥ 総合評価方式

設計、施工あるいは施設メンテナンス、建設資金のファイナンスなど全てにわたる提案を求め、総合的な評価により最も優れた提案チームを特定する方法で、設計者はチームの一員として包括的に選定される方式である。

(2) 選定の課題

① 案で選ぶか、人で選ぶか

設計者選定に当たって、設計案を重視して選ぶのか、過去の実績などを重視して設計者を選ぶのかの区別がある^[5-2]。設計案や総合的な提案を評価して選ぶ方法が、設計競技方式と総合評価システムである。過去の実績などを評価して設計者を選ぶ方法が選定委員会方式や資質評価方式（QBS）などである。プロポーザル方式も人を選ぶシステム

と言える。

前者の設計案や総合的な提案を選んで設計者を選定する方法の場合、案を選定するので、どんなものが作られるかわかりやすいが、このことが、逆に選定後の変更を難しくし、変更する場合には、手間や費用がかかることがあるので、事後の住民参加などがしにくいと言われる。こうした欠点を補うには、与条件作成の時に住民の意見を十分反映させたものにしておくなど、設計要件^[5-3]（設計ブリーフ、設計プログラムと呼ばれる）を十分に検討しておくことが必要である。

② 選定の透明性、公平性、競争性

近年の我が国の公共施設の発注においては設計者選定の透明性、公開性が求められている。このため特命方式の再検討が必要になってきている。特命方式に近いが、競争性や透明性を増すために、外部委員による選定委員会を設置する方法が試みられている。この選定委員会方式は、設計者候補者を推薦するもので、定見や知識のある委員の任命により、設計者選定に政治的要素が入ることを排除し、客観性が高められる可能性のある方式である。設計競技方式やプロポーザル方式、資質評価方式は、競争性や透明性が確保しやすく、住民や議会に対して説明がしやすいと言われている。

③ 評価

設計者選定の評価方法は、建築や環境の質を左右するほど重要である。建築や環境は多様なものであり、公共施設の発注によって、対象となる建築や環境に何を求めているかをはっきりすることが重要である。求める建築や環境の質によって、どのような項目が評価されるかが変わるからである。審査委員の選定は重要である。デザインや取り組みに対する意欲、基本的な考え方を数値にすることはなじまない。審査員の目利きとしてのセンスにかかっていると言える。審査員の考えそのものが評価基準となる。したがって、どのような人を審査員にするのが結果に影響を及ぼすことになる。優れた先見性を持つ審査員、選定委員を選ぶことが極めて重要である。経験、知見ともに豊かな人を選定者として選ぶことが建築や環境（ビルトエンバイロメント）の質を決めるといっても過言ではない。

④ 選定後の自由度

一般的な公共建築の場合、予算内で良い建築を創ることが決められているので、選定された設計者と担当者が打ち合わせながら設計を進める必要があることが多い。更に昨今では住民参加による建築づくりも多くなっており、そのために設計者選定後に設計案を固めることが必要になる。このような場合には資質評価方式や選定委員会方式がふさわしい。

⑤ 市民参加

公共建築はユーザーが市民の場合には、建物の種類にもよるが市民の関心は高いものもある。その場合には設計競技の前に、設計条件等にかかる事項は市民の意見も反映しておくことが望ましい。設計競技の結果選ばれた案を変更することは一般的でないので、案が採用された後に発注者側や住民と一緒に初めから建物を作り上げていくことは難しい。また選ばれた案が予算をオーバーすると問題が生じることもある。このため、住

民参加の余地を残しておく形で提案を求めるなどの工夫もなされている。これに対して、特命方式、資質評価方式の2つの方式は、案を求めず設計者を選ぶので、設計者選定時点では、出来上がる案はわからないが、設計者が決まってから、発注者との詳細な打ち合わせが可能であり、設計をまとめる際に住民参加がより実現しやすい。プロポーザル方式は設計者を選ぶものだが、コンペティション方式のいくつかの方法の特徴を生かし、欠点を補う方法と考えられ、市民参加にも十分応えられる方式と言える。フランスやスイス等はプログラム（ブリーフとも言われる）設計前段階の設計仕様書、基本計画案の段階で住民の意見を聞き、設計競技での案により決定する方法をとっている。ドイツやスイスでは地区計画の変更を伴う場合や新規開発には地区計画の検討から図られるので、時間がかかるがその分、施設の設計には都市計画的な文脈や都市デザインの調整から設計条件が練られる。その過程で市民の関心も寄せられてくる。

(3) 負担と報酬

① 応募者の負担と報酬

公共建築の設計候補者に何らかの提案を要求する場合、発注者は設計候補者の負担に対して応分の報酬を支払う必要がある。しかしながら我が国の現状では応募者に報酬が支払われることは少ない^[5-4]。設計候補者が提案作成にかかる負担は、通常、設計競技方式が一番大きいと言われる。プロポーザル方式でも2段階として、第2次に進む者を数社程度に絞り込み、この数社に対しては有償にすべきである。また設計競技方式の場合には1等から数等まで賞金が支払われる必要がある。その他の場合には応募提出に際してリスクを自己負担するのはやむを得ないが、応募者の過大な負担にならないよう、発注者は考慮すべきである。

② 発注者の負担

発注者側にとってもコンペティション^[5-5]・プロポーザル方式、資質評価方式、総合評価方式等、その手続きについての事務作業も多い。設計競技応募要項の作成から審査員の選定、審査委員会の運営、選定後の手続きなど、その負担は少なくない。したがって専門技術者の少ない市町村で、担当職員を配置するのは容易ではない。総合評価方式の場合も同様である。プロポーザル方式の場合、プロポーザルの応募要項作成や審査委員の選考、審査委員会の運営など、事務局としての仕事は少なくない。設計競技ほどの負担はないが、それなりの負担がある。しかしこれについては外部の支援を受けることは可能であるし、技術職員の少ない、またノウハウが少ない自治体は積極的に外部支援を受けるべきである。

③ 選定委員の負担と報酬

選定委員（審査委員）の責任に対する報酬は少ない。一般の審議会程度の報酬となっている場合が多い。またそれに対する規準も明確に決められていない場合が多く見られる。選定者（審査員）は大学関係者や専門家が選定される場合が多いが、責任の重さに対して割が合わない役割として、極めてボランティア社会貢献的な性格が強い。しかしながら全体の建設、環境価値を判断する役割の中で、その評価を十分に果たしてもら

うためには、選定委員の報酬を含めて、選定作業に全投資の1～2%をかけることは最も高い経済性（Value for Money）という選択に合致するものだと言える。我が国では審査員に対する報酬も海外の事例に比して低いと言える。この点のシステムも改善していく必要がある。

(4) 選定者、審査会の役割と目標

① 選定者の地位の確立

コンペティション・プロポーザル方式によって公共施設の設計者やコンサルタントを選定する場合には、通常は選定委員会（審査会）が設けられ、そこで審査が実施されて設計者やコンサルタントが選定される。従って、選定委員会は、出来上がった都市・建築がどのような景観・文化をその場所にもたらすのかということに関して重要な責任を負うことになる^[5-6]。

そのため、適切な審査員を選定することが極めて大切になってくる。審査員となる識者は都市・建築の景観などの目利きとしての役割を果たし、優れた案や人材を掘り起こし推薦する。適切に設置された選定委員会は、その都市・建築の景観・文化力の向上を支える組織となり得る^{[5-7] [5-8]}。

審査員をどのような方法で見つけるかは重要であるが、それぞれの学協会の支援、推薦を依頼すべきである。関連学協会は以下の業務の支援が可能としている^[5-9]。

ア 設計者選定方法の検討、アドバイザーの候補者推薦

イ 公共建築の設計者選定の審査員の候補者推薦

ウ その他公共事業のコンサル等担当者選定の審査員の候補者推薦

エ 公共事業の担当者、設計者、コンサルタント選定のためのノウハウの提供

② 選定者のガイドラインの作成

知的生産者選定において、アで述べたような重要な役割を果たす選定者（審査員）を、適切に選任できるようにするために、選定者のガイドラインを作成する必要がある。

ア ガイドラインの構成

選定者のガイドラインは、現代社会においてハードウェアとして作る領域から、ソフトウェアを整えてこれを使いこなしていく領域にまで拡大し、多様な価値観のなかで評価されなければなくなってきたことに留意する必要がある。質が高いデザイン等が、未来に向けて長い間その価値を保つ社会資産として適切に形成されるよう、指針が示されなければならない。

イ 選定者の構成

選定者の人数は、選定方式によっても異なるが、設計競技であれば3～7名程度が適切とされる。専門家と利用者・運営者の比率に関しては、国際的にも専門家が半数を越える場合が多い。また、公共プロジェクトにおいては、市民が参加できることも重視されるようになってきた。

選定は専門的なものであるので、半数以上を、見識豊かな当該分野（建築プロジ

ェクトであれば建築)の外部専門家で構成することが望ましい。

選定委員を選定業務の主催者のみ、あるいは当該分野の専門家以外の者のみで構成することは、選定プロセスの中で重視されなければならない透明性、公平性、専門性の確保の視点よりみて、問題がある。併せて、選定者が的確な判断ができるよう、特定の事項を専門的に検討し、意見を述べる専門委員を置くことも考慮されるべきである。

ウ 選定委員会委員長

選定委員会の委員長は、従来年齢や組織の長の経験の有無などで決められることが多く、良い結果が生まれない場合も多い。委員長は選定委員会の議事をまとめるだけでなく、多様な評価に対し、的確に議論を収斂させる重要な役割を担う。公共施設の設計者選定委員会委員長は、総合的デザインの判断を行える専門家がこれに当たる必要がある。

エ ガイドライン作成の主体

選定者のガイドライン作成の主体は、分野別ガイドラインでは、各分野の職能団体・学協会あるいはそれらにより構成される協議会等がふさわしい。

選定者選任の支援としては、現在、日本建築家協会、公共建築協会、日本建築学会等による支援活動があり、今後の一層の充実が社会的課題と言える。

③ 評価基準の作り方と限定的運用

選定者(審査員)が設計者を選定するに当たっては、評価基準が定められる必要がある。それはプロジェクトの目的、性格によって異なるが選定委員会(審査会)において十分に議論し、決定しておく必要がある。また、十分な市民参加によって評価基準を先に決めておく方式もある。プロポーザル方式の場合、実績を重視するあまり、提案に対する評価を低くしてはプロポーザル方式を採用した意図に反してしまう。プロジェクトと選定方式は連携しなければならないし、それに沿って評価基準も変えられなければならない。

そもそもデザインとは総合的なものである。美しい形態やよく考えられた空間・環境は人々に感動や意欲を与える。しかし、使いやすさ、利用しやすさというような機能性もきわめて重要だ。その他にも評価を受ける提案の項目として、次の視点が必要であろう。

ア 都市的・地域的な広がり

イ 時間軸への配慮

ウ 市民・住民の参画・協働性

エ コミュニティ性<場所性>

オ 環境保全性

カ 災害への配慮

キ 施設運営の安定性と地域社会への貢献性

ク 建設・維持管理コスト(LCC)への配慮

ケ 高利用率、高満足度への配慮

重要な点は評価基準のみで評価を決定することがないようにすべきことである。総合的な評価という点において最終的に審査員が議論し、お互いに了解しながら最優秀者を決定していくプロセスが重要である。くれぐれも評価基準に則って機械的に評価するのではなく、審査会全体として議論した上で結論を出すべきである。

(5) 公共施設発注における設計者選定支援と選定後支援

① 設計者選定支援 — 選定作業の外部委託

設計者を選定する方法として、その対価の多寡で選定する方法である設計入札が行われる理由として、その簡便性が挙げられる。いわゆる設計入札によらないコンペティションやプロポーザル等によって選定を行うと技術者が必要、時間が必要と言われている。しかし設計者を丁寧に選び、設計という段階で時間をかけ、高い品質の成果物を国民に還元していく必要がある。そのためには選定作業そのものを外注していく方法も積極的に検討するべきである。中国、台湾等ではコンペティション代理会社と呼ばれる民間企業が審査員のリストアップを含んだプロポーザルにより選定作業を受託しておこなっている。日本においてもそのような形で民間設計事務所コンサルタントが選定作業の委託を受ける形で、いくつかの自治体で行われている。財団法人公共建築協会等の公的機関や、日本建築学会、土木学会等の学術団体、あるいは建築家協会、建設コンサルタント協会等の職能団体も多くそれらの業務を受託できるようになっている。国及び地方自治体職員数には限りがあるので、このような専門組織を有効に使い、透明性、公平性を担保しながら、役所が直接選定に参加せず、外部委託することはスピードや役所の省力化という点でも極めて有効と思われる^[5-10]。

② 選定後支援、評価システム

設計者が様々な選定方式で選定された後、多くの場合それを正しく意図通りのものができるか検証されることが少ない。選定委員会は選定後も基本設計、実施設計、工事等の諸段階、そして完成後も当初の目的に沿う形で設計されて行くかについて検証し、評価していくことが必要である。また評価システムが作られる必要がある。本来的には設計者選定の前には設計の予見たる基本構想、基本計画が立案されねばならないが、それら選定前、選定中、選定後の評価を含めて、常にレビューを行う必要があり、イギリスには CABE^[5-11] という半官半民の組織が選定支援だけでなく、デザイン・レビュー等の選定後、支援業務を行い、効果を上げている。我が国では全プロジェクト投資に対する割合として、設計前のプログラムに 0.5%、選定に 0.5%以下、設計に 5%としてせいぜい 6%程度しか知的生産に対する経費としてかけないが、イギリスでは 20%を投入していると言われている。より良い環境価値を作り上げるためには、創造性が問われるこの領域に投資をかけても十分にリターンし、またその波及効果は極めて高いと思われる。全体の「最も経済性のある選択 (Value for Money)」という観点にたつ検討が行われる必要がある。

6 提言

我が国では国及び地方自治体等の公共生産、サービスのうち設計、デザイン、芸術的創作等、創造性を要するいわゆる公共的知的生産あるいは知的サービス等を担当する者を選定する場合、会計法・自治法に則り、サービス対価の多寡のみにより決定することを原則としている。公共調達において価格をできるだけ抑えるべきは当然であるが、物品の購入と同様の方法による知的生産者及びサービスを担当する者の選定は合理的でない。事実、そのような形で選定され、質的にも低位な公共施設が出現してきたことは、極めて遺憾なことである。過去に批判を浴びたような不透明な発注を排除する一方、本来、限られた予算という制約は前提としつつも、その中で最高の品質がもたらされる仕組みでなければならない。我が国は知的創造力であるデザイン、技術において世界に貢献する国である。そのためにも、知的生産者の選定方法として対価の多寡のみによるものではなく、創造性を喚起する社会システムを確立が問われている。

(1) 知的生産者選定を原則対価のみの競争で行わないよう法制度上の環境整備

我が国において、公的な知的生産及びサービスである設計、デザイン、芸術的創作等を担当する者—知的生産者を選定する方法は会計法、地方自治法に則るものが採用されているが、これらの法により価格競争が原則とされているために多くの公共調達主体が安さのみを重視する入札方法を取られている。本来的に知的生産・サービスに対価の多寡のみで決定する方法は不合理である。したがって知的生産及びサービスについては、原則その対価の安さのみで決めてはならないとするよう、法制度上の環境整備が必要である。

(2) 知的生産者の選定はアイデア・技術・デザイン

公共工事、公共サービスにおける知的生産者の選定はコンペティション・プロポーザル等により、選定委員会（審査会）を設け、競争性、公平性、透明性を図りながら、アイデア、技術、デザインを優先して決定されるべきである。

(3) 知的生産者の創造的で経済的な選定

適切な業務量に基づく予算に対し、最大の効果を発揮する形で設計の品質を競わせるべきである。発注者側が設計予算に対しても告示 15 号のような基準をもたない場合、対価も提案の対象とする場合もある。そのすぐれた提案を出した者からその対価を順に交渉によって決定する方法を採用すべきである。対価を自動的に評価項目に入れると、良い提案を採用することが往々にできない。交渉により対価を決めていく方法は諸外国でも一般的であり、そのような柔軟性が創造性を問う知的生産者選定には必要である。

(4) 知的生産者の選定者の見識と透明性

コンペティション・プロポーザル等の選定委員（審査員）は、十分な学識と知識、

経験を有するものが選任される必要がある。審査基準及びその運営については外部の専門家を入れ、透明性を十分に確保すべきである。

(5) 知的生産者の選定業務の外部委託化

知的生産者がその対価のみによって決められる理由に発注者側に「時間がない」「人がいない」「ノウハウがない」等があげられる。そのために、選定業務を役所内部に限定するのではなく、外部委託も検討すべきである。技術者が少ない自治体等については、積極的に外部委託を進めるべきである。学協会、職能団体、専門企業等がその受け皿として用意されている。我が国の知的生産がより高度に創造的になるために、またもつとも経済的な選定（Value for Money）とするためにも、関係官庁と学協会、専門家との連携が重要である。

＜用語の説明＞

知的生産：1969年、当時京都大学教授であった梅棹忠夫氏が上梓した著書『知的生産の技術』で初めて“知的生産”という言葉が使われた。

「ここで知的生産とよんでいるのは、人間の知的活動が、なにかあたらしい情報の生産にむけられているような場合である、とかんがえていいであろう。この場合、情報というのは、なんでもいい。知恵、思想、かんがえ、報道、叙述、そのほか、十分ひろく解釈しておいていい。つまり、かんたんにいえば、知的生産というのは、頭をはたらかせて、なにかあたらしいことがら一情報を、ひとにわかるかたちで提出することなのだ、ぐらいいかんがえておけばよいだろう。」と自ら定義づけている。

ここではそれをより職能という領域の中で「知的生産」という言葉を置換させて捉えようとしている。

高い技術力、デザイン力、創造力を要する仕事、サービス（役務）、具体的には設計、デザイン、計画、作曲、芸術的創作等を含むものとする。

知的生産者：上記の行為、業務を行う者（個人・組織）。

具体的には設計者、デザイナー、技術者、芸術家等。

設計入札：設計料入札ともいう。設計料の多寡で設計者を選定する方式。会計法にいう競争は価格の競争を指している。地方自治体では一般競争入札と呼称しているが、原則的に価格の入札を指している。

選定者：知的生産者を選定する者を言う。例えば知的生産者として公共プロジェクトの設計者として最も適当だとする者を多くの候補者の中から選定する作業を行う者である。当該プロジェクトに対して、十分専門的な理解と、それを評価する知識、経験を有する者であることが条件となる。

公共調達：民間企業が事業に必要な様々な物品・役務を市場から調達するように、国・地方公共団体等も、職務遂行に必要な様々な物品・役務を日々市場から調達している。これを公共調達という。

公共事業：中央政府や地方公共団体が、市場によっては適切な量の供給が望みにくい財・サービスを提供する事業のこと。公共投資（こうきょうとうし、英：Public Investment）ともいう。一般には、サービス主眼の公益事業と区別される。

公共工事：前払法と入契法で若干異なる。なお、品確法では入契法の定義を準用している。

前払法では、第2条第1項において、以下のように定められている。

（定義）

第二条 この法律において「公共工事」とは、国又は地方公共団体その他の公共団体の発注する土木建

築に関する工事（土木建築に関する工事の設計、土木建築に関する工事に関する調査及び土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を含む。以下この項において同じ。）又は測量（土地の測量、地図の調製及び測量用写真の撮影であつて、政令で定めるもの以外のものをいう。以下同じ。）をいい、資源の開発等についての重要な土木建築に関する工事又は測量であつて、国土交通大臣の指定するものを含むものとする。

2～5 略

－ 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年六月十二日法律第百八十四号）より抜粋[1]
なお、前払法における「国土交通大臣の指定するもの」の具体的な内容については「法律第2条の規定に基づき国土交通大臣の指定する公共工事」（昭和39年5月9日建設省告示第1333号）に別途定めがある[2]。これによれば、空港会社や高速道路会社、日本国有鉄道から分割民営化したJR各社、学校法人、社会福祉法人、医療法人などが発注する工事及び測量も、同法でいう「公共工事」に含まれる。

入契法では、第2条第2項において、以下のように定められている。

（定義）

第二条（第1項略）

2 この法律において「公共工事」とは、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事をいう。

3～4 略

－ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年十一月二十七日法律第百二十七号）より抜粋[3]

なお、入契法における「特殊法人」の具体的な定義については「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」（平成13年2月15日政令第34号）に別途定めがある[4]。これによれば、空港会社や高速道路会社が含まれる一方で、JR各社は同法でいう「特殊法人」に含まれないため、JR各社が発注する工事は同法でいう「公共工事」には含まれない。

Value for Money：一般に、「支払に対して最も価値の高いサービスを提供する」という考え方である。同一の目的を有する2つの事業を比較する場合、支払に対して価値の高いサービスを提供する方を他に対し「VFMがある」といい、残りの一方を他に対し「VFMがない」という。

（VFM（Value For Money）に関するガイドライン http://www8.cao.go.jp/pfi/guideline3_v.pdf）

＜補注・参考文献＞

補注・参考文献目次

1 はじめに

2 提言の背景

- 2-(1) 日本学術会議等での議論
- 2-(2) 知的生産者の創造的選定の背景
- 2-(2) 景観法

3 国及び地方公共団体の契約の法的仕組みの問題と改善の方向

- 3-(1) 関係法令より
- 3-(1)-③ 品確法

4 我が国の公共施設における知的生産者選定の課題と改善

- 4-(1) 我が国の建設投資
- 4-(1)-① 設計者選定の変遷
- 4-(1)-② 設計入札の簡便性
- 4-(1)-② 中国四川大地震の復興
- 4-(2) 横浜での設計者選定市民アンケート
- 4-(3) 海外の設計者選定
- 4-(4) 知的生産者選定の条例案
- 4-(5) 公共施設の発注における設計・建設との関係における選定(東北大学・小野田泰明教授)
- 4-(6) 公共調達における一元的な法律の必要性

5 公共施設発注における設計入札によらない設計者選定方法の課題と改善

- 5-(1) 設計者選定方式
- 5-(2)-① 案か人か
- 5-(2)-⑤ 設計プログラム、設計ブリーフ
- 5-(3) 知的生産者の選定及び知的生産に関わる費用
- 5-(4) 選定者・審査会の役割
- 5-(5)-① 選定者選定支援
- 5-(5)-② CAFE
- 5-(5)-② 「Value for Money」最も経済性のある選択

1 はじめに

[1-1] トマス・L. フリードマン、フラット化する世界—経済の大転換と人間の未来（上・中・下 普及版、伏見威蕃訳）、日本経済新聞出版社、2010

[1-2] 木下誠也、公共調達研究—健全な競争環境の創造に向けて なぜ、世界に例をみない制度になったか、日刊建設工業新聞社、2012

[1-3] 仙田満・矢田努、観光と都市環境デザイン、都市環境デザイン論（仙田満・佐藤滋編著）、日本放送出版協会、2010、pp. 121-138

2 提言の背景

2-(1) 日本学術会議等での議論

[2-1] 日本学術会議、日本の展望—学術からの提言 2010、2010. 4

[2-2] 仙田満、設計者・コンサルタントの選定、都市環境デザイン論（仙田満・佐藤滋編著）、日本放送出版協会、2010、pp. 226-243

[2-3] 会計法

現在の会計法の基本は1889（明治22）年に作られた明治会計法である。それはフランス、イタリアの会計法を参考にしたと言われている。一般競争入札が原則であったが1922（大正11）年指名競争と随意契約が明記された。これが大正会計法と呼ばれる。1947（昭和22）年に現「会計法」が改正公布された。

会計法 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22HO035.html>

[2-4] 地方自治法

地方自治法が1947（昭和22）年公布・施行された。

地方自治法 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22HO067.html>

2-(2) 知的生産者の創造的選定の背景

[2-5] くまもとアートポリス

まちづくり教科書第4巻 公共建築の設計者選定／日本建築学会編／丸善 p. 61

アートポリス事業は、後世に残し得るような優れた建築物を造り、質の高い生活環境を創造するとともに、地域文化の向上を図り、世界への情報発信「熊本」を目指すことを目的としている。全国初の試みであり、熊本独自の、個性的で魅力ある文化の生活創造に大きく役立つことを目指している。また、アートポリス事業は、まちづくりの新しい手法として注目され、地域活性化のプログラムに浸透してきている。対象プロジェクトは、日本建築学会作品賞を始め、数多くの賞を受賞し、1993（平成5）年に

は事業全体の社会的・文化的意義と功績が評価され、「日本建築学会文化賞」を受賞している。

<http://www.pref.kumamoto.jp/traffic/artpolis/>

<http://www.pref.kumamoto.jp/traffic/artpolic/>

2-(2)

[2-6] 景観法

2004（平成16）年6月に公布され、2005（平成17）年に施行された。第一条に「この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。」とある。景観法施行に伴う関係法律の整備に関する法律、都市緑地保全法の一部を開成あうる法律と併せて景観緑三法と呼ばれる。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H16/H16HO110.html>

3 国及び地方公共団体の契約の法的仕組みの問題と改善の方向

3-(1) 関係法令より

[3-1] 会計法より

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

○2 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他同項の競争について必要な事項は、政令でこれを定める。

○3 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第一項の競争に付する必要がある場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。

○4 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

○5 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

予算決算及び会計令より

（見積書の徴取）

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

[3-2] 地方自治法より

(契約の締結)

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

4 普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。

5 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。

6 競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

地方自治法施行令より

(随意契約)

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十六項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年

法律第八十四号)第二条第一号 に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項 の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。)若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律 (昭和四十六年法律第六十八号) 第四十一条第一項 に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項 に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法 (昭和三十九年法律第二百二十九号) 第六条第六項 に規定する母子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者 (以下この号において「母子福祉団体等」という。) が行う事業でその事業に使用される者が主として同項 に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項 に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

2 前項第八号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 第一項第九号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

4 前二項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができるときに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

[3-3-1]公共工事の品質確保の促進に関する法律より

(基本理念) **第三条** 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することにかんがみ、国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することにかんがみ、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

3 公共工事の品質は、これを確保する上で工事の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することにかんがみ、より適切な技術又は工夫により、確保されなければならない。

4 公共工事の品質確保に当たっては、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること並びに適正な施工が確保されることにより、受注者としての適格性を有しない建設業者が排除されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。

5 公共工事の品質確保に当たっては、民間事業者の能力が適切に評価され、並びに入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者の積極的な技術提案（競争に付された公共工事に関する技術又は工夫についての提案をいう。以下同じ。）及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮されなければならない。

6 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事における請負契約の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するように配慮されなければならない。

7 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、前各項の趣旨を踏まえ、公共工事に関する調査及び設計の品質が確保されるようにしなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、公共工事の品質確保の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（基本方針）

第八条 政府は、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

二 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

3 基本方針の策定に当たっては、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項 に規定する特殊法人等をいう。以下同じ。）及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならない。

4 政府は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（基本方針に基づく責務）

第九条 各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項 に規定する各省各庁の長をいう。）、特殊法人等の代表者（当該特殊法人等が独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項 に規定する独立行政法人をいう。）である場合にあっては、その長）

及び地方公共団体の長は、基本方針に定めるところに従い、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3-(1)-③

[3-3-2] 品確法

公共工事の入札等においては、談合や低価格入札（ダンピングの一種）などの問題が発生している。談合では技術力の劣る工事会社が選定される可能性があり、ダンピングは契約することが第一目的であるため手抜き工事の可能性が高くなる。いずれの場合にしても公共工事の品質を脅かす問題であるが、現在の価格競争を原則とした入札では限界がある、というのが制定の背景である。

また、工事の生産物は現場単品生産であり、小売商品等と違って施工条件（生産条件）、施工位置、施工時期、施工者の技術力等により品質が異なることが避けられず、完成して初めてその品質が判明するという特徴がある。

そこで、公共工事の品質確保策として下記のとおり定めている。

- 国、地方公共団体は、品質確保の促進に関する施策を策定し、実施する責務がある。
- 発注者は、発注関係事務を適切に実施する責務がある。
- 受注者は、工事を適正に実施し、かつ技術的能力の向上に努めなければならない。
- 発注者は、入札参加希望者の技術的能力を審査しなければならない。（→総合評価方式）
- 発注者は、入札参加希望者に対し、技術提案を求めるよう努めなければならない。技術提案は適切に審査、評価しなければならず、改善を求め、改善を提案する機会を与えることができる。
- 発注者は、発注関係事務について外部能力を活用することができる。（→コンストラクション・マネジメント）

http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%8C%F6%8B%A4%8DH%8E%96%82%CC%95i%8E%BF%8Am%95%DB%82%CC%91%A3%90i%82%C9%8A%D6%82%B7%82%E9%96%40%97%A5&H_NAME_YOMI=%82%A0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=H17HO018&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1

4 我が国の公共施設における知的生産者選定の課題と改善

4-(1) 我が国の建設投資

[4-1] 我が国の建設投資額約 40 兆円はピーク時の 84 兆円に比較すると半分以下の額である。アメリカの建設投資額は国内総生産（GDP）の約 8.5%、約 95 兆円であり、日本の約 2.5 倍である。しかし我が国に比較し、国土は 25 倍、人口は 2.5 倍である。EU 主要 5 カ国（ドイツ、イギリス、フランス、オランダ、スペイン）の総人口は日本の 2 倍の 2.7 億人、面積は 45 倍ある。建設投資額は GDP の 6%前後で総額は約 45 兆円である。

出典：高知工科大学大学院社会システム・マネジメントコース特任教授 草柳俊二建設マネジメント技術 2013-1 pp. 7-12)

4-(1)-① 設計者選定の変遷

[4-2]1995/1998 都道府県等の公共発注機関における官公庁施設の設計業務委託方式の実態調査

[4-3]2001 都道府県、政令指定都市、市町村の営繕担当部署に対して 1999-2001 の設計者選定方式の実績アンケート調査 (47 都道府県、12 政令都市、234 市町村、合計 293 自治体、回収率 84%)
市町村でのプロポーザルの導入状況は約 20%と低い。プロポーザルを採択しない理由として、“内部職員では審査体制が整えられない” “設計工程の余裕がない” の 2 つが多く挙げられた。

[4-4]2002 日本建築学会建築雑誌編集委員会による地方自治体の設計者選定現状調査

(対象 672 市、東京 23 区、併せて 695 自治体。回収率は 57.4%)

脇田祥尚：地方自治体における設計者選定の現状、建築雑誌 Vol. 118、No. 1499、2013

設計入札の問題を感じていない自治体が 12%、60%以上の自治体が設計入札の存在を認めている。

設計入札を行う最も多い理由が“法に従って”で、30%の自治体が挙げている。

4-(1)-②

[4-5]設計入札の簡便性

ここでは設計入札の問題点として「なぜ自治体は設計入札を行うのか」を分析し、公平性、客観性、経済性、簡便性を挙げている。ここでいう公平性、客観性は市民、議会に対する説明のしやすさ、経済性は安ければ良いと市民に支持されていると思い込んでいる。簡便性は何よりも簡単だという業務の手間のかからなさを述べているが、これは国益として、あるいは公益としての理由にはならない。設計入札の弊害も 5 つ挙げ、市民に対する説明責任を果たしていないのではないかと指摘している。

日本建築学会編 まちづくり教科書第 4 巻 公共建築の設計者選定 pp. 33-39

4-(1)-②

[4-6]中国四川大地震の復興

「驚く早さ、三年で完了した汶川地震被災地復興」曲哲（中国地震局工程力学研究所）

建築防災 2013 年 8 月号 pp. 51-60

2008 年 3 月 12 日に中国四川省西部において巨大地震が発生し、死者約 7 万人、行方不明者約 1.8 万人を出した。2012 年 1 月 10 日、地震から 3 年 8 ヶ月後に四川省は復興再建が完成したと宣言している。復興には一対一支援という方法を取り入れた。被災地域に対し中国東部地域を一対一の支援パートナーとして形成し、コンペティション等の手法で再建案を作成し、実行していったと言われる。

4-(2)

[4-7]横浜での設計者選定市民アンケート

(1) 公共建築の設計者はコンペで選ばれていると考える割合は 48%

横浜市民 283 名を対象に、東京工業大学仙田満研究室が実施した建築や街づくりに関するアンケートを基に設計者選定に対する市民の認識と期待に基づき、公共施設の設計者選定について論じる。「今現在公共施設を作るとき、どのように役所等が設計者を決定していると思いますか」との質問に対して「コンペ（設計競技）（複数の人に案を競わせ、良いものを採用）」と回答した人は 140 人（49%）であり、

最も多い。次いで73名(26%)が「役所等が設計者の実績を考え指名する」と回答している。即ち、約半数の人々が、公共施設は当該施設の優秀な設計案に基づいて建設されたと認識している。また、約4分の1の人々が当該施設に関連する実績を考慮して選定されたものによる設計案に基づいて建設されたと認識している。一方、「設計料の安価なところ」と回答した人は31名(11%)であり、コンペ(設計競技)案や実績に基づくという回答と比較して少ない。いわゆる設計入札によって公共施設の設計者が選定されていると思っている人々は全体の約1割に過ぎない。

(2) 今後、より良い建築を作っていくための方法はコンペとする割合が86%

一方、「今後、より良い建築を作っていくためにはどのような方法で設計者を選べばよいと思いますか」との質問に対して、243名(86%)の人々が「コンペ(設計競技)(複数の人に案を競わせ、良い物を採用)」と回答している。「役所等が設計者の実績を考え指名する」と「設計料の安価なところ」と回答した人々はそれぞれ8名(3%)と7名(2%)である。即ち、一般市民の9割近くが良い建築を作るためには設計競技を行い優秀な設計案及びその設計者を選定するのが良いと思っている。これに対して、実績等に基づいて役所が設計者を指名することや設計料が安価であることによって設計者を指名することが良い建築を作るためになるとしている市民は1割に満たない。

出典 公共建築の設計者選定／日本建築学会編 まちづくり教科書第4巻、 p. 22-24

※1 鈴木寛子、仙田満、山崎純「建築家」イメージと「建築環境」に対する社会的認知に関する調査研究、日本建築学会大会学術講演梗概集、F-2分冊、pp. 437-438、2003

4-(3) 我が国の後進性

[4-8] まちづくり教科書第4巻 公共建築の設計者選定／日本建築学会編／丸善 2004年

pp. 106-113 「7. 諸外国における公共発注と設計者選定」

[4-9] 公共調査研究／木下誠也著／相模書房 2012年

pp. 117-138 「3. 海外の建設コンサルタント調達方式との比較」

4-(4) 知的生産者選定の条例案

[4-10] 創造的・知的生産者選定条例案(仙田満作成)

・条例制定の背景と趣旨

設計、デザイン、芸術的創作等は文化的な生活そのものを豊かにするのみならず、それが環境や製品の付加価値として観光や商業的、あるいは産業的な競争力に寄与している。グローバル化している現代、その設計、デザイン、芸術的創作等創造性を問われる領域は経済的にも極めて重要になりつつある。設計、デザイン、芸術的創作も役務として認識され、物の売買と同様の公共発注—公共調達は地方自治法により行われてきた。しかし時代は設計、デザイン、芸術的創作や高度な技術を要する知的生産、知的サービスと物の売買と同列に扱うことが極めて不合理になり、それが地域自治体の利益を損なう状態になっている。本市は創造的な知的生産、によって環境価値を上げ、地域の様々な生活・活動に寄与しなければならない。そのためにはその活動を阻害する要素を取り除き、創造性を喚起する社会システムを早急に構築し、推進する必要がある。本市は公共工事の設計者等知的生産者の選定を通し、創造性を喚

起する社会システムの確立を図るものである。

知的生産者の選定方法として対価の多寡によるものではなく、創造性を喚起する選定システムを確立することにより、本市の環境価値と市民の生活文化の向上を図ることが、本条例を作る趣旨である。

(目的)

第1条 本条例は公共事業において、その知的生産者（設計者等）の選定を通し、本市の環境価値を向上させ、魅力的なまちづくりと市民の生活文化の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 本条例において、次の各項に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 知的生産：高い技術力、デザイン力、創造力を要する仕事、サービス（役務）。具体的には設計、デザイン、計画、作曲、芸術的創作等を含むものとする。
- (2) 知的生産者：上記の行為、業務を行う者（個人・組織）。
具体的には設計者、デザイナー、技術者、芸術家等。
- (3) 設計入札：設計料入札ともいう。設計料の多寡で設計者を選定する方式。会計法にいう競争は価格の競争を指している。地方自治体では一般競争入札と呼称しているが、原則的に価格の入札を指している。
- (4) 選定者：知的生産者を選定する者を言う。例えば知的生産者として公共プロジェクトの設計者として最も適当だとする者を多くの候補者の中から選定する作業を行う者である。当該プロジェクトに対して、十分専門的な理解と、それを評価する知識、経験を有する者であることが条件となる。

(知的生産者選定における基本理念)

第3条 知的生産者選定における基本理念は次の通りとする。

- (1) 知的生産者の選定は、そのサービス対価の多寡によるいわゆる設計入札を原則として行わない。
- (2) 知的生産者の選定は、原則的にプロポーザル・コンペ等のアイディア・デザインの質によって選定される。
- (3) 知的生産者の選定は原則として外部有識者を含めた選定委員会により行う。
- (4) 知的生産者の選定作業に関しては、外部委託の可能性を持つ。
- (5) 知的生産者の選定作業及び選定結果は原則として公開する。ただし、公開することによって公平な審査が行われることができないと判断される場合はこの限りでない。

(市の責務)

第4条

- (1) 市は発注する全ての調達業務において、創造的で知的生産を要する発注において適応する。
- (2) 市は市民に対し、知的生産者の選定理由を開示する義務がある。
- (3) 市はこの条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(選定委員会)

第5条 知的生産者の選定について、市は原則的に外部有識者を含んだ選定委員会を設けなければならない。

- (1) 選定委員会は対象事業の規模に応じて人数は異なるが、奇数が望ましい。
- (2) 選定委員会の半数は外部有識者によることが望ましい。

- (3) 選定委員会の委員長は外部有識者が就任することが望ましい。
 - (4) 選定委員会の下部機関として、専門分科会等を設けることができる。
 - (5) 選定委員会の委員は選定者となるが、選定者を選ぶために市長以下の選定者選定委員会を設ける。
 - (6) 委員の任期は知的生産者の選定に関わる期間とするが、最長2年とする。
 - (7) 選定委員の構成については、十分なバランスを考慮する必要がある。
- (選定後の評価)

第6条 知的生産者の選定後、その選定・結果を含め、市民に選定委員会の評価を公開しなければならない。また、報告書を作成・公開しなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は規則で定める。

- (1) 関連する知的生産の項目：土木、建築、造園、農業土木、経済コンサルタント、ポスター・広報のデザイン等
- (2) 選定委員会の構成基準
- (3) 外部選定委員に関する報酬等
- (4) 選定委員会の開催回数等

附則 この条例は平成〇年〇月〇日から施行する。

[4-11]国分寺市公共調達条例

http://www.city.kokubunji.tokyo.jp/dbps_data/_material/_localhost/200000/w201020/jyourei.pdf

(平成24年6月28日条例第35号)

4-(5)

[4-12]公共施設発注における設計・建設との関係における選定（東北大学・小野田泰明教授）

1) 発注の大まかな区分

日本における公共建築発注の多くは設計施工分離で行われているが、設計・建設を取り巻く環境の複雑化で、手法は多様化しつつある。以下、代表的な発注方法を列記しながら考えてみたい¹⁾。

①設計施工一体

日本における普請は、棟梁を中心とする職能集団が担って来たことに見るように、近代化以前はこの方法が一般的であった。発注側からするとワンストップ、設計と施工をオーバーラップさせることで時間も節約できる。しかし、受注側の提示するコストや期間の適正性のチェックが十分に働かないこと、出来上がりの建築性能の担保が発注時に不明確であること、といった課題を抱えていた。

②設計施工分離

建設産業の工業化で専門工が確立し、それぞれを束ねる施工管理の難易度が上がると設計と施工管理

が分離する。設計図書の段階でチェックが可能であり、設計士が発注側のエージェントとして施工プロセスを監理してくれるため、コストやスケジュールがブラックボックスになることも少ない。こうした利点から、近代以降この方法が広く取り入れられ、施工者は入札と言う形で市場から調達されてきた。近年、経済的合理性からの要求が強くなると、それ以外の方法（MC、CM）も並行して検討されるようになる。

③マネジメント建設方式（MC方式）

設計施工分離は非効率な面がある一方で、設計施工一体型もブラックボックスでリスクが高い。こうした状況下、発注者が指向するのは、施工を熟知したマネジメント会社と全体を管理する契約を結び、そこを中心に設計者や施工者と契約を進める方式である。マネジメント会社のリスクが大きく、その範囲も不明瞭であるといった問題も存在する。

④コンストラクション・マネジメント方式（CM方式）

様々な業種を統合しつつ、オンサイト・オンタイムで動く施工は、全体の中で最もリスクが集中するフェーズである。そこで、こうした箇所を集中的にコンサルティングするのがCM方式である。総合建設業が発達している日本では、総合請負の中にCM的な業務が含まれているために理解を得られにくい、海外では広く知られる方法である。

⑤設計施工分離における優れた方法：フランスにおける設計競技の活用

日本の現状で見るとやはり設計施工分離が多数だが、それをどのように運用すれば最適化出来るかを、ある意味で突き詰めたのがフランスである。設計施工分離であれば、施工者は市場から調達できるのだから、発注者は設計に関する適切な労務費を見積った上で、現実可能な設計提案を広く集める方が有利となる。MOP法という建築に関わる包括的法において、自治体は、ある規模以上の公共建築は設計競技に出さなければならないこと、方法としては参加表明書から5社程度を選ぶ一次審査と実際に報酬を払って基本設計を求める二次審査の2段階で行うこと、二次には必ず若手建築家を一人以上入れることその他、報酬や提出物についても厳格な規定を定めている。良い提案の調達のためには、それを作り出す人材プールの持続的可能性が重要であることを理解しているのである。プロジェクト全体の質を担保する設計者を能力に依らず、施工者選定と同じく価格（設計料）で競わせることが多いだけでなく、設計競技においても報酬も払われず若手への配慮も無い、収奪的な焼き畑農業を仕掛け続けている我が国とは対照的である。

こうしたコンペティションを支えているのが、設計前段階の作業である。設計要綱を丁寧に整理するカイエドシャージュという段階が位置付けられ、建築計画者（プログラミスト）が重要な役割を果たしている。更には、設計提案を広く募ることがリスクの高い設計を選ぶことに繋がらないよう、設計プロセスには技術委員会が介入することが定められている他、フランス建築士会を通した設計保険のシステムも整っている。

⑥設計施工一体型における優れた方法：イギリスにおけるPFIの活用

PFI (Private Finance Initiative) 方式は、MC 方式と設計施工一体型に運営と金融を入れてパッケージ化した枠組みとも言える。金融システムが成熟しているイギリスでは、資金調達手段が多様で、それらを上手く使いこなしながら社会資本を整備するために、整備手法の開発・運用が発達している。筆者が過去に調査した日英の図書館 PFI 事業の比較では²⁾、前広場が多くの人で常ににぎわっており、くつろげる内部空間を持つ英国と、味気ない日本の例と対照的であった。英国の事例では、日本の事例に比べて 10 倍近いコンサル料・設計料が支払われ、4 倍の計画期間が掛かっているが、必要な項目は精査され、建設費は割安になっている。為替の変動や建設業界の仕組みが異なるので単純な比較は慎むべきだが、優秀なエージェントを雇い、そこにしっかりと仕事をさせることで、様々なリスクをヘッジしながら、空間資源という優れた社会価値を安い値段で創出しているのである。

こうした英国と日本の仕組みの違いを模式的に比較したのが図 1 である。設計施工一体の場合、建築の質をプロセスの中で管理することが重要となるが、英国の仕組みでは、ゲートウェイという枠組を設けてレビュー（講評会）を行っており、そうした質的評価のために必要な訓練された人材を王立建築家協会（RIBA）や政府系のデザイン支援団体（CABE）といった専門組織の協力で補っている。組織で対応する英国に比べて日本の発注者は一本釣りでもコンサルタントを選ばざるを得ないことがわかる。英国は、2010 年の政権交代でこうした仕組みについても大きく変化した。それでも建築家は、複雑な仕組みを活用しながら社会的バリューを実現する職能として理解され続けている。

⑦より良い建築に向けて

限られた予算で、質の高い環境を構築するため、欧州主要国ではそれぞれの状況に合わせた建築発注システムを持っている。包括的な建築法を根拠に設計競技で公共調達の質を担保しているフランスでは、設計要綱の精度を上げるとともに、技術委員会の関与、保険システムの強化などでリスクヘッジしている。都市計画上の制限が強いドイツでは、「Plan B」という都市計画規定に優先権を与え、コミュニティレベルでの対話を義務付けることで、質を担保している。これらの国では、空間デザインに関与する専門家は、複雑なシステムに対応しつつ社会的価値を上げる職能として尊重され、それら職能が再生可能なように、フィーについても詳細な規定がある。英国では、柔軟な法体系であるコモンローの特色を生かして、社会の変化をキャッチアップできるように様々な発注方法を選択できるようになっているが、それが活用出来るように政府系組織や職能団体は有機的に組み上げられ、建築家はその重要な一ピースとして、認知・尊重されている。

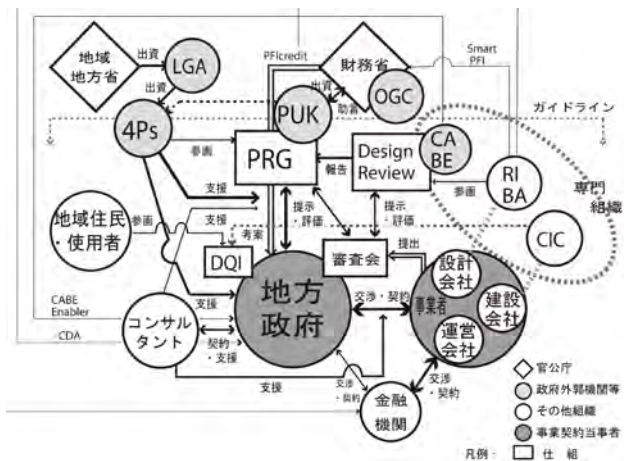


図2 英国のPFI発注関連組織

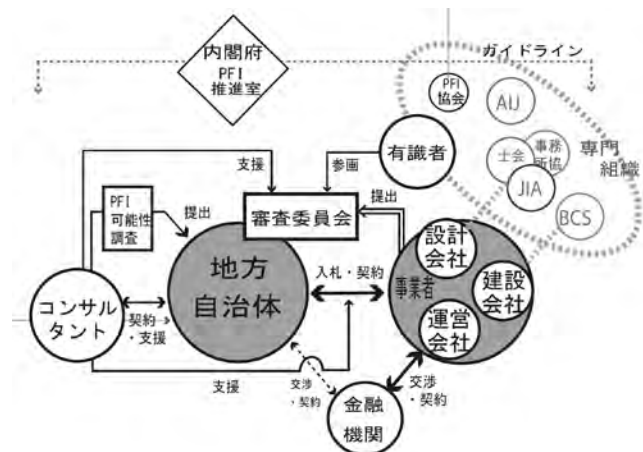


図3 日本のPFI発注関連組織

参考文献：

- 1) ジョン・マードック、ウィル・ヒューズ、大本俊彦他訳、建設契約-法とマネジメント、技法堂出版、2011
- 2) 小野田泰明、山田佳祐他、英国におけるPFI支援に関する研究 公共図書館のPFIにおける日英の比較を通して、日本建築学会計画系論文集、No. 657、2010、pp. 2561-2569
- 3) 小野田泰明、プレデザインの思想、TOTO 出版、2013
- 4-(6) 公共調達における一元的な法律の必要性
- [4-13] 公共調達研究／木下誠也著／相模書房／2012 年

5 公共施設発注における設計入札によらない設計者選定方法の課題と改善

5-(1) 設計者選定方式

[5-1] まちづくり教科書第4巻 公共建築の設計者選定／日本建築学会編／丸善

pp. 46-103

表 5-1 設計者選定方式の比較

	2つの原則		3. 設計案か、設計者が		4. 評価	5. 審査		6. 負担		7. 選定後の自由度	
	1. 金銭で競わない	2. 設計施工分離の原則	3-1. 設計案を選ぶ	3-2. 設計者を選ぶ		5-1. 競争性・公平性	5-2. 説明性・透明性	6-1. 発注者の負担	6-2. 応募者の負担	7-1. 発注者との打ち合わせの自由度	7-2. 住民参加の可能性
特命方式	○	○	—	○(設計者)	実績(他の要素が入りやすく、問題が生じた)	×(*1)	選定の説明が必要。従来採用されたが昨今は少なくなった	発注者の負担小	応募者の負担小	設計者選定なので、共同でつくる自由度あり	可能性あり
選定委員会方式	○	○	—	○(設計者)	実績(選定委員会による選考)	△(*2)	選定委員会の説明が重要。東京都や熊本ではいい建築を作り出している	発注者の負担中	応募者の負担小	設計者選定なので、共同でつくる自由度あり	可能性あり
設計競技方式	○	○	○(設計案)	—	提案(提案を審査委員会が評価)	○	審査過程と審査員の人選、さらにそれらの公開が大切	準備、審査に時間がかり、発注者の負担大	応募案作成に時間がかり、応募者の負担大	案が決まっているので、少ない	案が決まっているので少ない
プロポーザル方式	○	○	—	○(設計者)	実績+考え方の提示(審査委員会が評価)	○	提案内容と審査員の人選が重要。それらの公開	準備が必要、発注者の負担中	提案になるので、応募者の負担中	考え方の提案のみなので、自由度あり	可能性あり、応募要項などで提案を求めるとよい
資質評価(QBS)方式	○	○	—	○(設計者)	実績(審査委員会が現地調査と面接を加えて評価)	○	提案内容と審査員の人選が重要。それらの公開	準備が必要、発注者の負担中	応募者の負担中	設計者選定なので、共同でつくる自由度あり	可能性あり
総合評価システム	△(*1)	×(*1)	△(事業提案がある)	△(設計者を含む事業者)	事業提案+実績などを総合的に審査委員会が評価する	○	総合評価(企画から建設・管理・運営まで)の情報公開が重要	準備、審査に時間がかり、発注者の負担大	事業提案があるので、応募者の負担大	複雑で、内容が決まっているので、少ない	案が決まっているので少ない
設計料入札	×(*2)	○	—	○	×(金銭)	○	金額のみで能力などが不明、設計者選考になじまない	発注者の負担小	応募者の負担小	あり	可能性あり
備考:各方式では、多様な展開があるが、基本的な性質をもとに比較した	(*1)計画案と事業費など同様の提案。 (*2)設計は簡便ではなく、創造行為でなく、設計力の競争を原則とすべきという考えによる。	第三者によるチェックが必要。その意味で、第三者性を確保する発注方式が重要。 (*1):設計者の事業者からの独立性確保が課題	設計案を選ぶ場合は、どのようなものができるかはつきりするが、案の変更がしにくい。	設計者を選び、その後、設計者と打ち合わせを行う。どのようなものができるかが事前にわかりにくい。	設計の実績を重視する考えと、提案により人材を発見する考えがある。事業コンペやPFIでは、設計案だけでなく、事業の成功も重視される。この場合は、事業費も重視。設計料のみでの判断は、設計料入札のみで、この場合、案、実績、能力は考慮されない。	(*1)特命方式では、発注者が設計者の十分な情報を得る必要がある。従来、よい建築を作り出したが問題が出ている。 (*2)この委員会の判断の影響力が大きいので選定委員会の人選が重要。	審査の透明性と説明性が高いことが重要。特命方式では、発注者が設計者の十分な情報を把握しておく必要がある。推薦委員会設置などで客観性を増すことができる。	発注者の負担が大の場合、スタッフ、予算が問題となる。	応募者の負担が大きい場合、参加料がないと継続し得ない。	案が決まった後での変更は難しい。	設計条件づくりで住民参加することも考えられるが、設計者との協同も必要である。

5-(2)-① 案か人か

[5-2] まちづくり教科書第4巻 公共建築の設計者選定／日本建築学会編／丸善 p. 49

5-(2)-⑤ 設計プログラム、設計ブリーフ

[5-3] 日本建築学会／設計ブリーフ特別研究委員会(委員長 友澤史紀) 活動報告

建築雑誌 2001年9月号 p. 67

5-(3)

[5-4] 知的生産者（設計者等）の選定及び知的生産に関わる費用

（東京工業大学名誉教授・仙田満）

		日 本		台 湾	
		X 庁舎 (千円)	Y 会館 (千円)	美術館+図 書館(千元)	K フェリータ ーミナル (千元)
A	基本構想委託 A1				
	基本構想委員会費 A2				
	基本計画委託 A3	20,000	4,500		
	基本計画委員会費 A4		1,300		
B	設計者選定業務委託 B1	3,300	4,500	8,190	9,650
	設計者選定委員会 B2	2,500	1,000		
	参加報奨費 B3	3,000	800		
	その他 B4	4,000			
C	基本設計委託 C1	20,000	55,000	324,000	200,000
	実施設計委託 C2	40,000	150,000		
	監理委託 C3	20,000	50,000		
	設計支援 C4		11,700		
D	工事費 D1	1,000,000	7,290,000	2,400,000	1,870,000
	備品 D2				
P 1	知的生産費／工事費等 A+B+C／D	11.28%	3.66%	13.84%	11.21%
P 2	設計者選定費／知的生産費 B／A+B+C	11.35%	2.26%	2.47%	4.60%
P 3	設計者選定費／全事業費 B／A+B+C+D	1.15%	0.08%	0.30%	0.46%
P 4	設計料／工事費等 C／D	8.00%	3.66%	13.50%	10.70%

委員長案としては

P 1 工事費（いわゆるハードな建設にかかる費用）に対する知的生産費（計画・設計等選定に関わるソフトの費用の割合）を 12%以上（イギリス CABE では 20%以上）を目標と考える。

P 2 計画、設計及び設計者選定等の知的生産費に対する設計者選定に関わる割合を 10%以上を目標と考える。

P 3 設計者選定の全事業費に対する割合を 1%以上を目標と考える。

P 4 それぞれのビルディングタイプと規模により異なる。我が国の場合、告示 15 号で設計料基準を定めているが、工事費との割合では決めていない。しかし自治体によって告示 15 号の基準が守られていない場合もある。

5-(3)-② 発注者の負担

[5-5] 日本建築学会、公共建築物に対する公開設計競技指針ー公開設計競技の健全な普及のために、1991.12 URL: <http://www.aij.or.jp/jpn/archives/competition.htm>

5-(4) 選定者・審査会の役割

[5-6] まちづくり教科書第 4 巻 公共建築の設計者選定／日本建築学会編／丸善
pp. 114-115 「付録・日本建築学会の公共発注に関わる設計者選定支援システム」

[5-7] 1) 日本学術会議 土木工学・建築学委員会 景観と文化分科会：報告 我が国の都市・建築の景観・文化力の向上を目指して、平成 23 (2011) 年 9 月 30 日

[5-8] 2) 坂井文：開発計画のデザインと指導と審査の手法についての一考察ーイギリス CABE の試みに注目して、日本都市計画学会 都市計画論文集、No. 43-3、2008 年 10 月

[5-9] 注

日本建築学会の「住まい・まちづくり支援建築会議」は会長直属の会議体として設立されたもので、2003 年に発足した「まちづくり支援建築会議運営委員会」（その後 2006 年 4 月にまちづくり支援建築会議が発足）と 2006 年 4 月に発足した「住まいづくり支援建築会議」を統合し、2013 年 6 月に「住まい・まちづくり支援建築会議」として新たに発足した。この新たな支援建築会議は統合する前の両支援建築会議の目的を引き継ぎ、日本建築学会の学術団体としての中立公正な立場から、住まい・まちづくりに関わる活動を支援することを通じて、建築に関する学術・技術・芸術の進歩発達に、更には社会公共に寄与することを目的としている。（日本建築学会の HP「住まい・まちづくり支援建築会議：設置目的」より <http://www.aij.or.jp/kaimukankei/x7xx-12/x800-12.html>）

5-(5)-① 選定者選定支援

[5-10] まちづくり教科書第 4 巻 公共建築の設計者選定／日本建築学会編／丸善
pp. 114-115 「付録・日本建築学会の公共発注に関わる設計者選定支援システム」

5-(5)-② CABE

[5-11] まちづくり支援の方法ーイギリスの CABE 的な組織（北海道大学・坂井文准教授）

イギリスにおいては 1990 年代より都市計画政策においてデザインという言葉が多用され、デザイン創造性を喚起する方向にあり、建築・都市計画行政に関わる助言、情報提供、市民教育などのコンサルタントを行う組織として CABE は設立された。CABE の主な役割は、重要な建築物の開発計画に対するデザイン・レビューと、公共団体に対する建築・都市計画に関わる企画・計画の実現に向けた助言（イネーブル）を中心とし、デザインの重要性の啓蒙や教育に力をそそいできた。

① 開発計画に対するデザイン・レビュー

開発許可制をとるイギリスにおいては、開発計画は自治体の許可審査を受ける必要がある。そのうち特に計画内容や敷地の点から重要とされる開発計画については、CABE によるデザイン・レビューが行われることが定着し、その結果が自治体の許可審査の参考とされている。側線として、英国の進める PFI 事業の企画において事業計画に偏らない建築の質などにも言及する役割を CABE が担っていた。わが国においては異なる開発許可制度をとるが、建築の質を高めるために特に重要な開発計画については、専門家からなるデザイン・レビューを行うことも必要と考える。

②公共施設の建築・都市計画に関わる企画・計画に対するイネーブル

公共施設の企画や計画の実現に向けた助言とは、企画の段階での自治体内の他の計画との調整からはじまり、企画や設計者選定のコンペティション準備、また設計段階での設計者との協議や市民参加の場づくりなど多岐にわたる。そのうち特に設計者選定コンペティションの企画については、実績を通じて蓄積した手法を基に、公平性と開示性を強調する組織の特徴をいかし一定の成果をおさめている。知的生産者の選定作業を、CABE のような政府の外郭団体で中立的な立場を持つ組織に委託することは能率や経費の側面からも有効であると考ええる。

③自治体職員に対する研修教育

地方分権化を進めたイギリスにおいては、地方自治体の限られた職員数によって開発許可申請に対する審査を行う必要があり、職員による審査の際にデザインに関わる言及の難しさが指摘されていた。また分権化によって研修の機会などが減り、自治体職員は情報や技術が不足している一方で、国の方針としてのデザイン創造性の喚起が政策やシステムを通して進められ、その乖離が課題となっていた。CABE による自治体職員に対する研修教育の提供は、こうしたギャップを補完している。英国に続いて地方分権を進める我が国においても、地方自治体に関わる同様の課題が想定され、今後そのサポートを提供する CABE のような組織の必要性が考えられる。

④市民に対するビルト・エンバイロメント教育

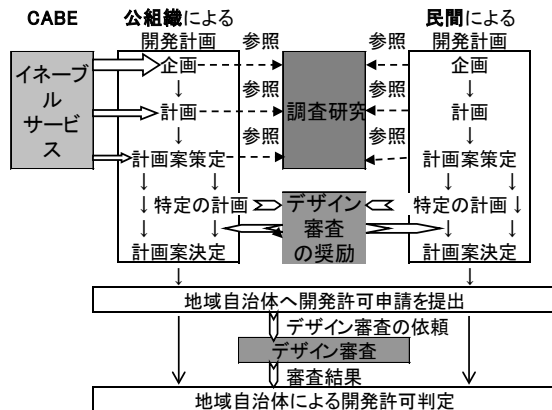
都市計画政策にてデザインを言及する傾向と連動して、政府は市民の建築デザインや都市計画に関する教育を促進しており、CABE はその方針をバックアップする組織であった。学校教育にてビルト・エンバイロメント教育を既存のカリキュラムに連動したかたちで浸透させるテキストやプログラムの作成、教員研修が行われた。また、アーキテクチャーセンターと呼ばれる NPO 等の団体を通して市民に対する建築・都市環境に関わる教育を広げていた。わが国のデザイン等創造性を喚起する社会システムの構築には市民の理解が不可欠であり、その理解をたすけるビルト・エンバイロメントに関わる教育を促進するためには、複数の省庁から助成を受け横断的な政策をささえる CABE のような組織体制のあり方から学ぶことは多いと考える。

⑤調査研究と情報提供

良質なデザインがなぜ必要なのか、といった問にはじまり建築都市環境に関わる多くの課題に対して、客観的に応えるべく調査研究を行い、その結果を迅速に、またわかりやすい出版物にまとめて広く公表している。時間のかかる深掘の研究と差別化を図り、実務者に市民に直接、的確に伝えることを主義としていた出版物はホームページにおいても無料にて公開されている。地方分権化の弊害とも言える同様の課題に対する各自治体による個別対応による労務のロスに対するひとつの解として、自治体間で課題を共有し情報の蓄積から解決策を探るための調査研究を行い、その結果を速やかに広く公開する CABE の築き上げたしくみは参考になる。

<参考資料>

坂井文・小出和郎（2014）英国 CABE と建築デザイン・都市景観、鹿島出版会



図：開発計画策定時における CABE の役割
（上記著書 P46 より転載）



図：CABE によるデザイン・レビューの種類
（上記著書 P47 より転載）

提出物	
敷地分析、航空写真、敷地計画図、平面図、ランドスケープ分析、景観計画、建築材料、模型、計画案作成の経緯、設計者のポートフォリオ、デジタル模型が鳥瞰図	
論点	内容
計画経緯	打ち合わせ内容、設計チームの適性
周辺環境	広域・狭域周辺環境、近接地への影響
スケール	周辺の既存建築物への影響
密度・用途	開発規模、複合性、地域のニーズ
アクセス	周辺の流動状況、駐車場、サービス動線
わかりやすさ	計画建築物のレイアウト、動線計画
公共空間	ランドスケープ計画の妥当性
公・私空間	パブリックとプライベート空間の領域設定
建築物の質	周囲との関係性、完成度、機能性
材質	デザインと材料の連携、地域性のある材料
サステナビリティ	エネルギー効率、廃棄物減少、生物多様性、リサイクル可能材料の利用
適応性	時代変化への適応、外部・内部空間
特質	既存の周辺環境との調和

表：CABE によるデザイン・レビューのポイント

5-(5)-② 「Value for Money」最も経済性のある選択

＜参考資料＞審議経過

平成 23 年

- 12 月 21 日 日本学術会議幹事会（第 142 回）
デザイン等の創造性を喚起する社会システム検討分科会設置
- 12 月 21 日 日本学術会議幹事会（第 142 回）
デザイン等の創造性を喚起する社会システム検討分科会委員決定

平成 24 年

- 2 月 24 日 デザイン等の創造性を喚起する社会システム検討分科会（第 1 回）
役員・今後の予定を決定
- 3 月 21 日 デザイン等の創造性を喚起する社会システム検討分科会（第 2 回）
日本における入札に代わる設計者選定の議論について
日本建築学会、日本建築家協会等の議論を中心に委員長より話題提供
- 5 月 8 日 デザイン等の創造性を喚起する社会システム検討分科会（第 3 回）
前国土交通省大臣官房官庁営繕部長・藤田伊織氏、
国土交通省官庁営繕部・秋月聡二郎氏より設計者選定に関する話題提供
- 7 月 3 日 デザイン等の創造性を喚起する社会システム検討分科会（第 4 回）
首都大学東京・元東京都建築保全部・山本康友教授より東京都の設計者等の選定、設計等委託の成績評価結果の契約への活用方針について話題提供
- 9 月 18 日 デザイン等の創造性を喚起する社会システム検討分科会（第 5 回）
元日本 IBM 不動産建設部長・加藤建夫氏より
ファシリティーマネージャーと建築家・デザイナーとの関わりについて話題提供
- 11 月 14 日 デザイン等の創造性を喚起する社会システム検討分科会（第 6 回）
東京理科大学・山名善之准教授よりフランスの設計者選定について話題提供

平成 25 年

- 1 月 18 日 デザイン等の創造性を喚起する社会システム検討分科会（第 7 回）
多摩大学・連健夫講師、北海道大学・坂井文准教授より
イギリスの町づくりコンペ支援機構（CABE）について話題提供
- 3 月 29 日 デザイン等の創造性を喚起する社会システム検討分科会（第 8 回）
元国土交通省近畿地方整備局長、愛媛大学（当時・現日本大学）・木下誠也教授より土木建設コンサルタント等公共調達について話題提供
- 10 月 11 日 デザイン等の創造性を喚起する社会システム検討分科会（第 9 回）

委員長より近年の国内のプロポーザル・台湾の国際コンペティション
について

話題提供

- 11月26日 デザイン等の創造性を喚起する社会システム検討分科会（第10回）
東北大学・小野田泰明教授より
ヨーロッパ各国の建築設計等発注システムについて話題提供

平成26年

- 1月21日 デザイン等の創造性を喚起する社会システム検討分科会（第11回）
提言案についての討議、目次案を提出。担当者を決定
- 2月18日 デザイン等の創造性を喚起する社会システム検討分科会（第12回）
提言案についての討議
- 3月28日 デザイン等の創造性を喚起する社会システム検討分科会（第13回）
提言案についての討議
- 4月15日 デザイン等の創造性を喚起する社会システム検討分科会（第14回）
提言案についての討議
- 6月2日 デザイン等の創造性を喚起する社会システム検討分科会（第15回）
提言案、シンポジウムについての討議
- 7月30日 デザイン等の創造性を喚起する社会システム検討分科会（第16回）
アンケート調査の報告、シンポジウムについての討議
- 8月28日 日本学術会議幹事会（第199回）
土木工学・建築学委員会デザイン等の創造性を喚起する社会システム
検討分科会提言「知的生産者選定に関する公共調達システムの創造性喚起」
について承認
- 9月16日 デザイン等の創造性を喚起する社会システム検討分科会（第17回）
学術フォーラム事前打ち合わせ
学術フォーラム「我が国の知的生産者選定に係る公共調達システムの
創造性を喚起する施策に向けて一会計法・地方自治法の改正を問
う」
於：日本学術会議講堂

<付録>

1. 自治体の設計・コンサル発注の状況についてのアンケート結果 / 日本学術会議・土木工学建築学委員会 デザイン等創造性を喚起する社会システム検討分科会の調査

● 結果の概要

土木工学建築学委員会、デザイン等創造性を喚起する社会システム検討委員会は我が国の土木、公園、都市計画、建築の設計、コンサルタント業務の発注がどのようになされているのか、近年3ヶ年におけるその発注方式及び発注件数を調査するため、我が国の全自治体に対してアンケート調査を行った。

その結果、

- ・都道府県の調査では、土木・公園・都市計画・建築ともに、件数からみれば圧倒的に設計入札が多いことがわかる。プロポーザルは1%にも満たない感じである。
- ・政令指定都市ではプロポーザルの率は高くなるが、約10%である。
- ・東京特別区ではプロポーザルは2%に満たない。
- ・土木・造園は建築以上に入札が多い。

● 発送・返送状況

全発送件数：1791 通(都道府県、東京 23 区、市、町、村)

返送状況：回答総数約 700 通

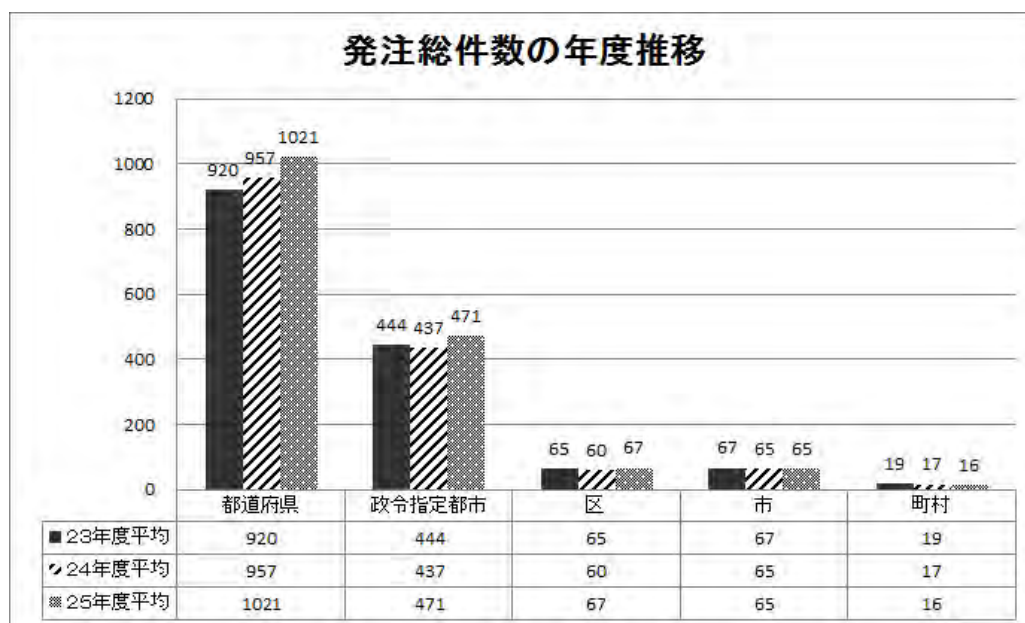
有効回答数約 500 通(全発送件数の約 28%)

→都道府県 31 件、政令指定都市件、区 13 件、市 290 件、町村 147 件

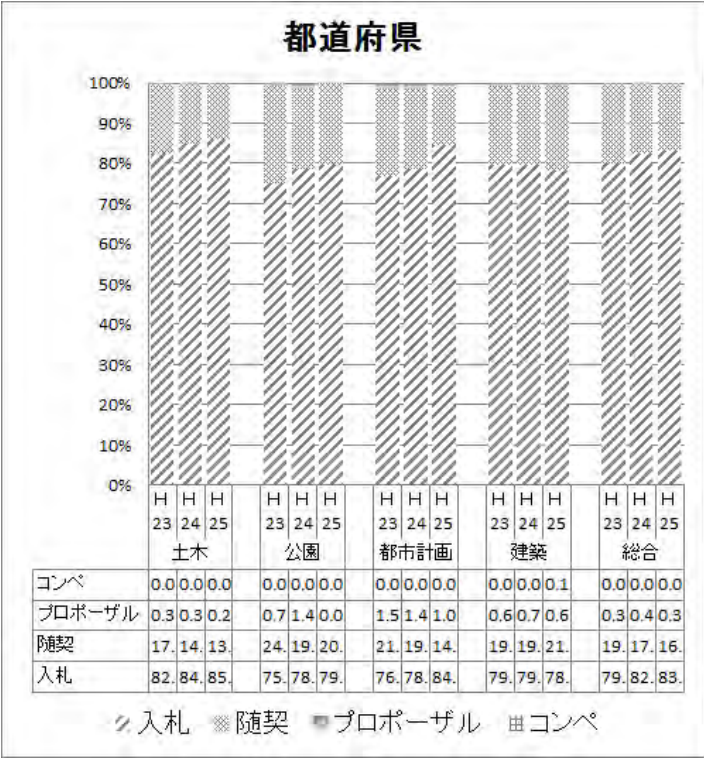
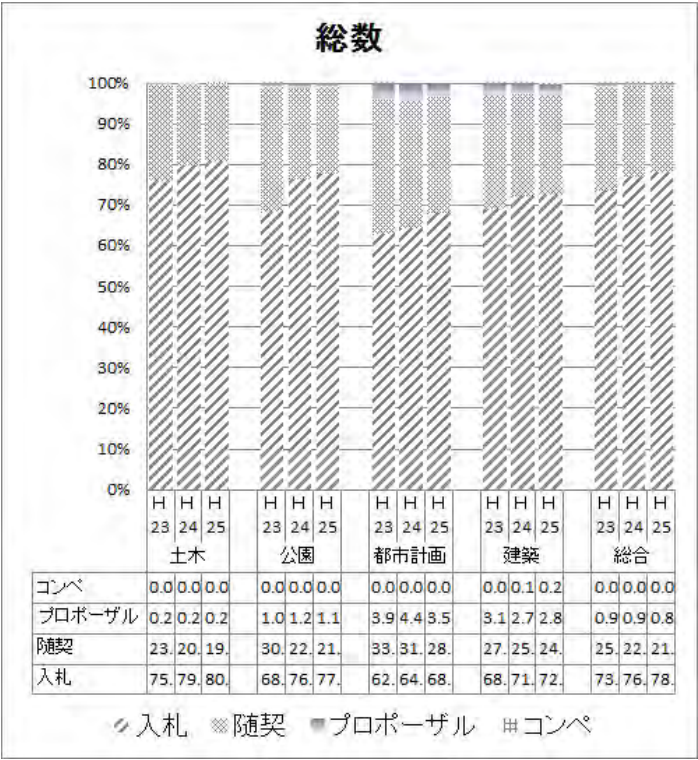
※ただし、質問 1 の表中で未回答部分があり、求めたい結果に不具合を起こす場合には、その自治体を通年で無効としている。

● 添付資料(自治体区分別：都道府県・東京 23 区・市・町村)

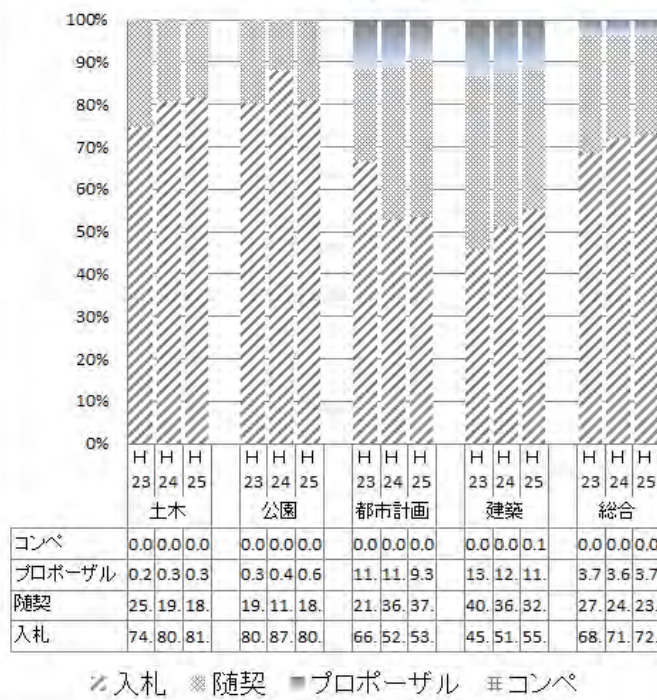
1-1. 発注総件数の年度推移



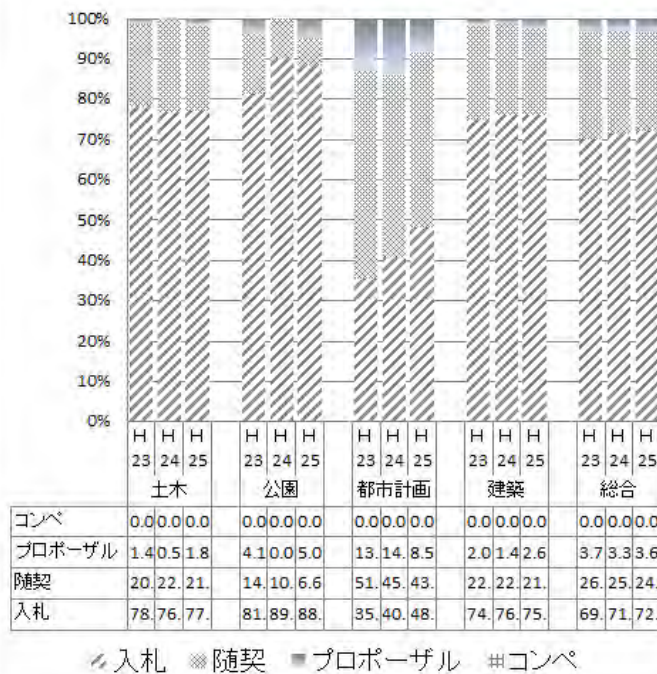
1-2.業種(土木・公園・都市計画・建築)別発注方式の年度変化



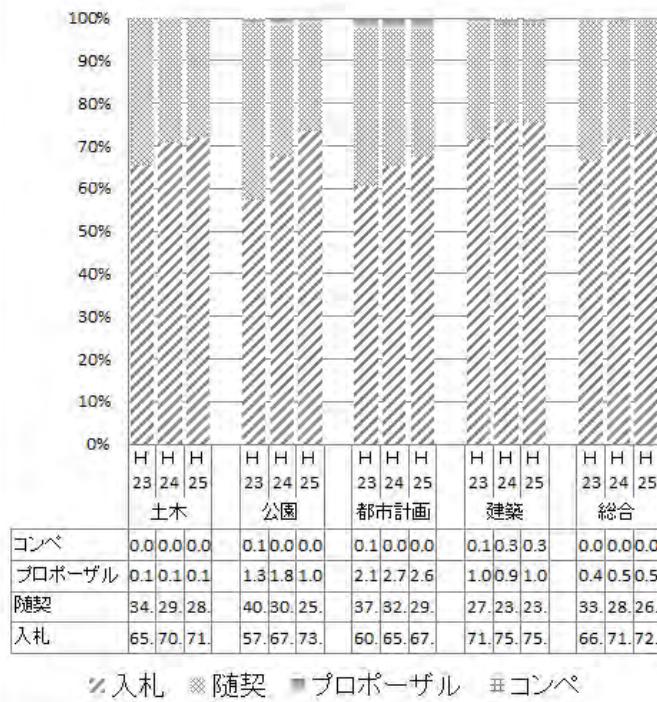
政令指定都市



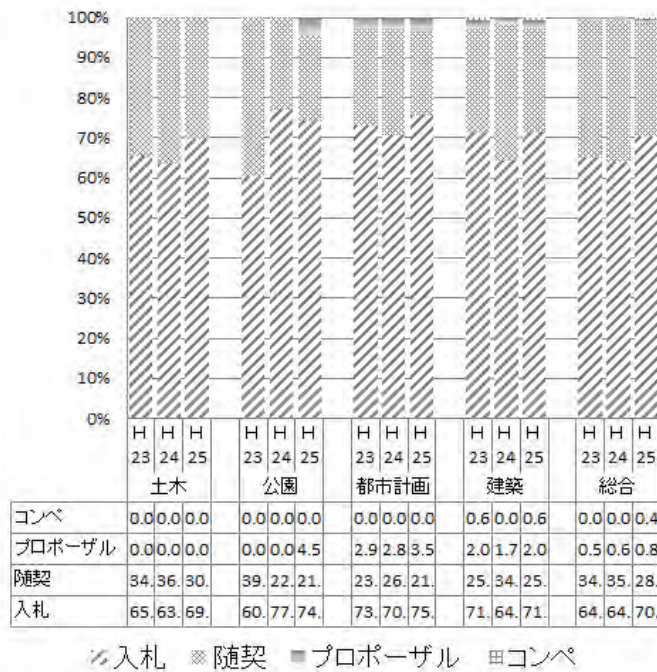
区



市



町村



1-2. 各自治体の公共工事計画・設計発注についての考え/ 日本学術会議・土木工学建築学委員会 デザイン等創造性を喚起する社会システム検討分科会の調査

●各自治体がそれぞれに発注方式を選ぶ際の考えを①～⑥までの設問に自由回答欄に記入を願う形式にて行った。以下はその回答のうちの主なものである

① 現在の方式をとっている原則的なお考え

- ・入札・契約の透明性の確保、公正競争の促進、適正な履行の確保と事務の効率化を図るためとして、競争入札を原則とする考えが主流だが、一定規模以上の建築設計については、プロポーザル方式により、質の確保を目指すことが必要であることも理解されている。
- ・市町村レベルでは、地元業者への配慮から地域の業者を対象して競争入札を採用する傾向がある。

都道府県

- ・原則として、入札参加要件を設定した一般競争入札または地域の業者を対象とした指名競争入札。
- ・高度な技術を要する案件についてはプロポーザル方式を採用することになっているが、件数は多くない。
- ・負担の少ない総合評価落札方式が採用される場合もある。

政令指定都市

- ・一般競争入札または指名競争入札を原則とする自治体が多い。
- ・一定規模以上の案件についてはプロポーザル方式を採用する意識が高い。

特別区

- ・競争入札を原則とする自治体が多い。
- ・プロポーザル方式を採用する自治体もある。

市

- ・原則として、一般競争入札または指名競争入札を採用。地元業者を優先する傾向がある。
- ・プロポーザル方式を採用する自治体は少ないが、存在する。

町村

- ・地元業者を対象とした指名競争入札が多い。
- ・少数だがプロポーザル方式を採用する自治体もある。

② 今後改良すべき点があるとしたら、どのような点だとお考えですか

- ・プロポーザル方式を採用した場合、契約までの時間や事務量を削減するため、作業手順の標準化など考えていく必要がある。客観的な判断基準作りも必要。
- ・発注者の意図を伝達する方法、ワークショップ等の能力を評価する方法の検討。
- ・高度な設計で個性ある成果を求める委託と、定型的な業務を省力化のために行う委託の区分を示す基準や指針が必要。
- ・担当技術者の確保、技術力の向上が必要。

③ 我が国の公共工事の計画・設計の質を上げるために、また地域の環境価値を上げるためには、設計料の多寡で担当者を決める方式（いわゆる設計入札）は好ましくないという考えがありますが、それに対してどのようにお考えですか。

- ・調査、計画、設計業務成果の品質は、公共工事自体の品質確保に直結するものであり、価格と品質において総合的に優れた内容の契約を締結することが、公共事業発注者である行政にとって極めて重要。
- ・設計入札の手法は、プロポーザル方式・コンペ方式と比較して、落札決定に至るまでのスピード、公平性、透明性を確保できる点ではメリットもある。しかしながら、市民の方々との密接な関係を持ち、周辺環境や町づくりと一体となる建築物においては、より良いデザインや機能性などを兼ね備える必要があるため、設計入札の手法は適さない。
- ・プロポーザルにした場合、より分かりやすく多くの人の目に触れるというメリットもある。
- ・設計内容が技術的に高度なものや専門的技術が要求される業務については、成果品の品質確保の観点から価格競争に寄らない総合評価方式やプロポーザル方式等の導入が好ましい。契約方式の選択基準が法令上不明確なため、明確な規定があれば総合評価方式やコンペ、プロポーザル方式が普及する。
- ・審査員個人の主観という数値化しにくい部分については、より万人が納得しやすいルールづくりが必要。
- ・近年、自治体における建設事業は、その施設整備自体の理念の確立にはじまり、環境・福祉・地域性・経営効率などを視野に入れ、真に利用者の側にたったトータルな設計施工が求められている。そのため、既存のスタンダードや法律等に適合するのみの定型的な設計だけでは済まされず、構想段階から専門家を入れたプロジェクトマネジメントが必要となり、その意味からは、プロポーザルやコンペなどの契約方式が有効に機能する。ただし、地方自治法上、自治体の契約はあくまでも入札が原則であり、その例外としてのプロポやコンペを適用していくには、行政自身にも相当の力量が要求されるとともに、上記の前提に反して、時間をかけて取り組んでいく覚悟が求められる。住民に十分理解を得られる公共施設整備・更新の計画を策定し、必要であれば契約に関するルールや制度の改訂を行い、最適な手法により民間のノウハウや活力を得て、次世代に引き継げる施設の整備を目指していきたい。
- ・厳しい制約条件や高度化・多様化する要求に対応するため、設計から施工や管理までを

一括発注するデザイン・ビルド方式（一般競争入札・総合評価方式）に対する期待もある。

④ プロポーザル、コンペ等を外部コンサルタントに委託していますか。

・都道府県

一部、外部委託している自治体もあるが（京都府、栃木県、和歌山県、長崎県など）、ほとんどの自治体は委託していない。

・政令指定都市

一部、特に高度な専門的知識や技術力を求める事業において委託している（神戸市）が、ほとんどの自治体で委託していない。

・特別区

委託したとの報告はない。

・市

ほとんどの自治体では、外部委託は行っていない。一部の自治体で実績がある。外部有識者などを交えた審査は行われている。
下記の意見もある。

N市 過去に行ったことがあるが、外れた業者や「有識者」からいろいろな意見が出されたことから今は委託していない。また、近年透明性の確保が重要視されており、金額によった方がより客観的で説得力があると思っている。

・町村

委託しているとの回答が2件あったが、ほとんど全ての自治体では委託していない。

⑤ 審査員等についてはどのように決めていますか。

・内部職員に、複数の外部有識者（大学教授など）を加えて審査委員会を開催するケースが多い。

・市町村では、地域の代表者が委員として参加している。

⑥ 外部の審査員に対してどのような対価をされていますか。

・条例等に基づき報酬、旅費が支払われているが、多少、報酬額に金額に差がある。

・市町村では外部審査員への委託の実績がないところが多い。

参照：各自治体に送付したアンケート

アンケートのお願い

地方自治体首長 各位

前略

日本学術会議土木工学・建築学委員会では、公共工事計画設計発注方法の検討を行っております。
貴自治体の設計・コンサル発注の状況についてお聞かせいただきたく、ここにアンケートをお送りいたします。大変お忙しい中とは思いますが、5月15日(木)までにご回答の上、ご返送くださいますよう、よろしくお願いいたします。
尚、ご不明な点等ございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

草々

平成26年4月21日

日本学術会議土木工学・建築学委員会創造性を喚起する社会システム検討分科会

委員長 東京工業大学名誉教授 仙田 満

副委員長 政策研究大学院教授 福井 秀夫

幹事 芝浦工業大学教授 南 一誠

<連絡先>

環境デザイン研究所 仙田 満

〒106-0032 東京都港区六本木5-12-22

TEL:03-5575-7171 FAX:03-5562-9928

E-mail: msenda@ms-edi.co.jp

1. 設計・コンサルの発注方式についてお尋ねします。該当件数をご記入ください。

※対象は調査、計画、設計業務です。工事は含みません。

※建築には新築の他に増築、改修も含まれます。

平成 23 年度	入札	随契	プロポーザル	コンペ	計
土木計画・設計関係発注	件 () %	件 () %	件 () %	件 () %	件 (100) %
公園	件 () %	件 () %	件 () %	件 () %	件 (100) %
都市計画	件 () %	件 () %	件 () %	件 () %	件 (100) %
建築	件 () %	件 () %	件 () %	件 () %	件 (100) %
計	件 () %	件 () %	件 () %	件 () %	件 (100) %
●平成 24 年度	入札	随契	プロポーザル	コンペ	計
土木計画・設計関係発注	件 () %	件 () %	件 () %	件 () %	件 (100) %
公園	件 () %	件 () %	件 () %	件 () %	件 (100) %
都市計画	件 () %	件 () %	件 () %	件 () %	件 (100) %
建築	件 () %	件 () %	件 () %	件 () %	件 (100) %
計	件 () %	件 () %	件 () %	件 () %	件 (100) %
●平成 25 年度	入札	随契	プロポーザル	コンペ	計
土木計画・設計関係発注	件 () %	件 () %	件 () %	件 () %	件 (100) %
公園	件 () %	件 () %	件 () %	件 () %	件 (100) %
都市計画	件 () %	件 () %	件 () %	件 () %	件 (100) %
建築	件 () %	件 () %	件 () %	件 () %	件 (100) %
計	件 () %	件 () %	件 () %	件 () %	件 (100) %

2. 貴職においての公共工事計画・設計発注についてのお考えをお聞かせください。

・現在的方式をとっている原則的なお考え（建築・土木・造園・都市計画で異なる場合にはそれぞれにご回答いただけると幸いです）

・今後改良すべき点があるとしたら、どのような点だとお考えですか

・我が国の公共工事の計画・設計の質を上げるために、また地域の環境価値を上げるためには、設計料の多寡で担当者を決める方式（いわゆる設計入札）は好ましくないという考えがありますが、それに対してどのようにお考えですか。

・プロポーザル、コンペ等を外部コンサルタントに委託していますか。

・審査員等についてはどのように決めていますか。

・外部の審査員に対してどのような対価をされていますか。（差し支えない範囲でお答え下さい。）

3. 貴自治体についてお聞かせください

・技術職員数の数（概数でも結構です）

建築専門職員 _____人 土木専門職員（農業土木も入れて） _____人

造園専門職員 _____人 都市計画専門職員 _____人

・設計外注の状況について（該当箇所に○をご記入ください）

	建築	土木	造園	都市計画
すべての業務を外注している				
ほとんどを外注している				
外注する場合もある				
まったく外注しない				

2.官公庁施設の設計業務に関する実態調査の結果

/ 国土交通省・官庁営繕部・全国営繕主管課長会議の調査

●概要

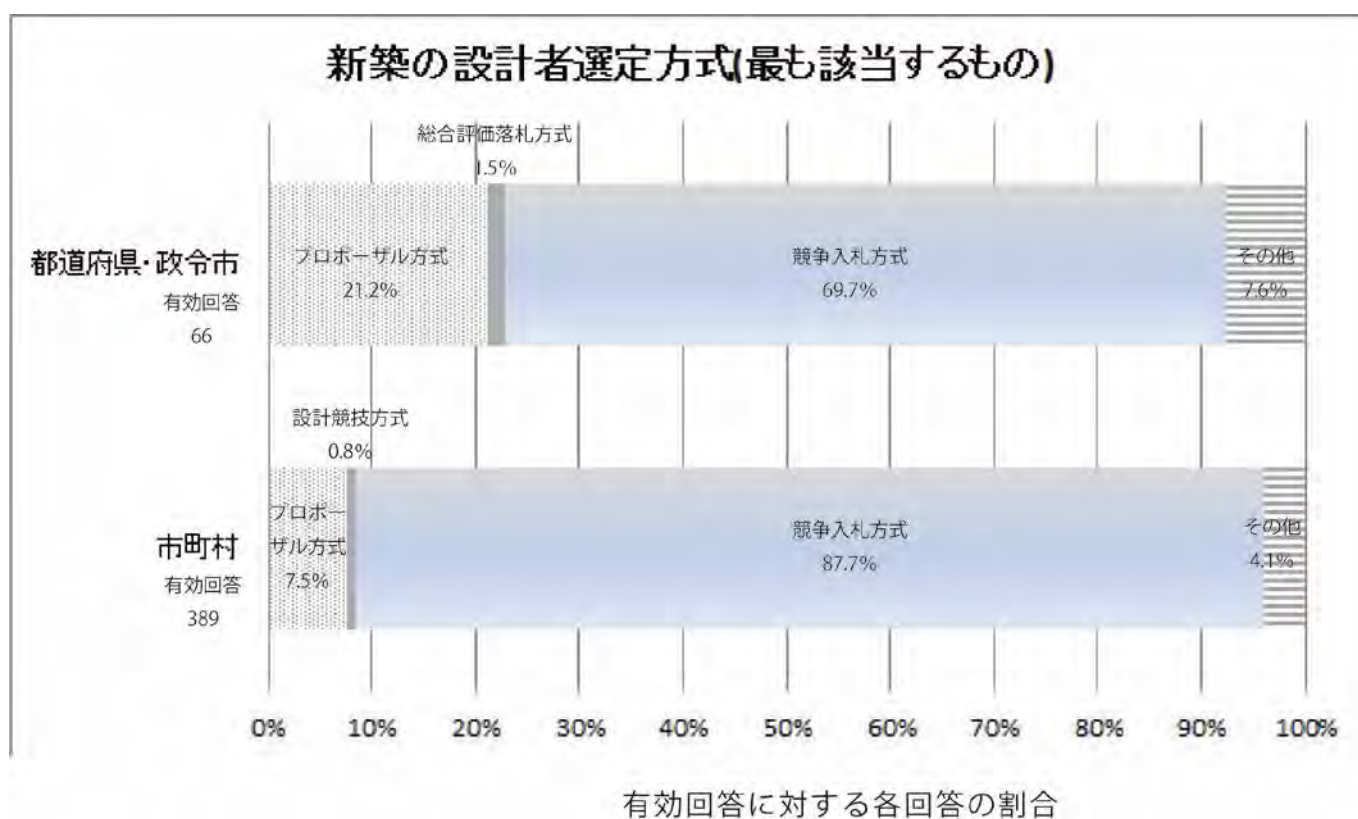
地方公共団体における設計業務委託に関する運用状況について全国営繕主管課長会議において情報共有を図ることにより、官公庁施設の設計業務における品質確保に資することを目的として、実施された調査。

調査対象：47都道府県、19政令市、389市町村（計455団体）

調査期間：平成23年10月28日から平成23年12月16日

●添付資料(自治体区分別：都道府県・東京23区・市・町村)

新築(増築を含む)の設計業務において、採用している設計者選定方式(最も該当するもの)



※「その他」の回答例

- ・芸術性、創造性及び高度な技術力が求められる設計業務はプロポーザル方式とし、基本的な部分が決定しており、高度な技術力及び創造性等を求めない場合は競争入札方式としている。
- ・大規模なものについてはプロポーザル方式、比較的小規模なものについては、競争入札としている。(プロポーザルは、工事総額10億円程度を目安としている。)
- ・市の建築設計業務受託者選定要領を定め、建築物の用途・規模・工事の種別に応じ、設計競技、プロポーザル特命、競争入札のうち最も適した選定方式により選定している。

3.日本建築学会 作品選集(過去 5 年分入選作品)の調査結果/ 日本学術会議・土木工学建築学委員会 デザイン等創造性を喚起する社会システム検討分科会の調査

●日本建築学会は毎年日本を代表する建築作品を作品選集作品として顕彰している。現地審査によるレビューにより、優れた都市景観、建築作品を選んでいる。近年 5 年間では公共建築作品は 94 作品である。それらの設計者がどのように選ばれたのかを追跡調査したところ、プロポーザル・コンペで選ばれたものが約 75%に対し、入札で選ばれたものは約 6%であった。また、各自治体での発注方式により、作品選集作品の獲得率を県別で調査し、更に人口比率で比較した。このような形で地方自治体がどのくらい優良な都市・建築社会資本を蓄積しているかは、作品選集など、レビュー作品等を調査することによって明らかにされることが示された。今後、幅広く賞や評価を受けた作品が都市的にどのように偏在し、それが設計者選定との関係について明らかにしていくことができる可能性も示されている。

●調査概要・状況

作品選集過去 5 年分に掲載されている作品のうち、公共建築を抽出し、その設計者選定における発注方式を調査した。

全公共建築作品数 94 件(全掲載作品中の約 20%)

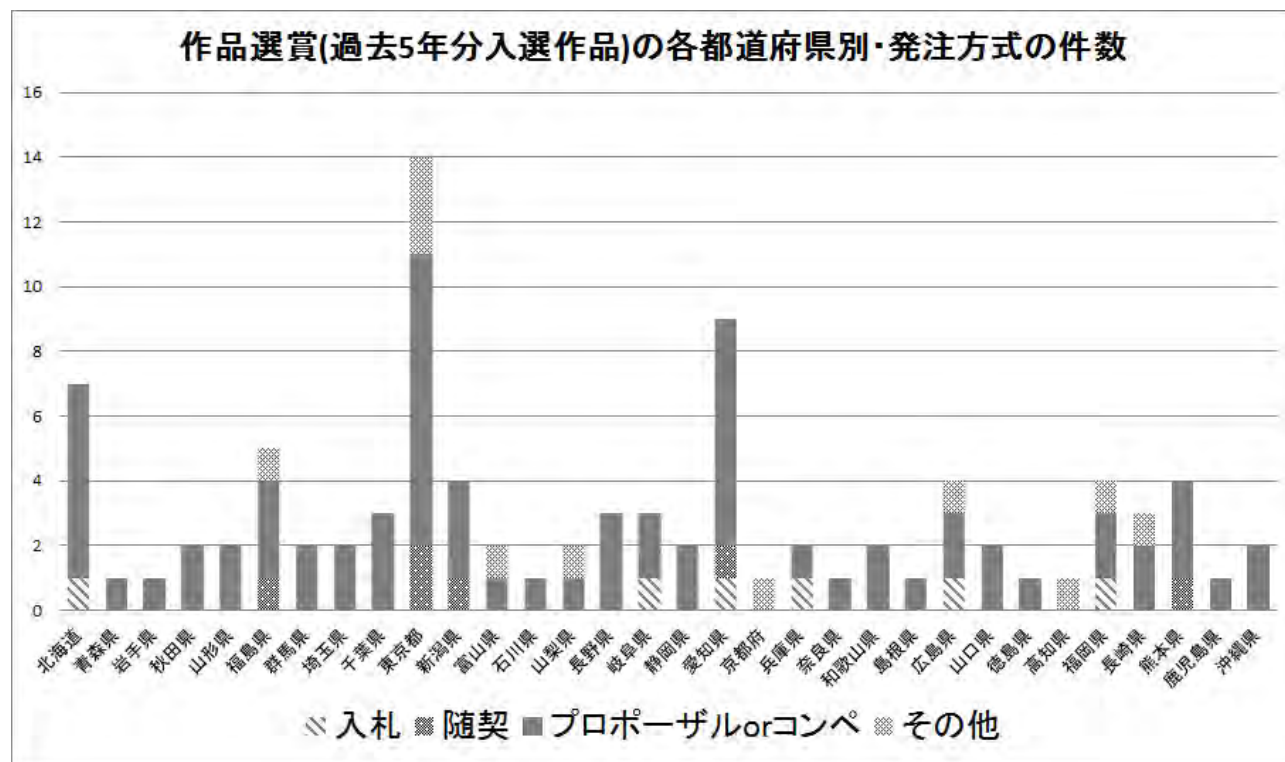
●添付資料

3-1.作品選集(過去 5 年分入選作品)に対する各発注方式の割合

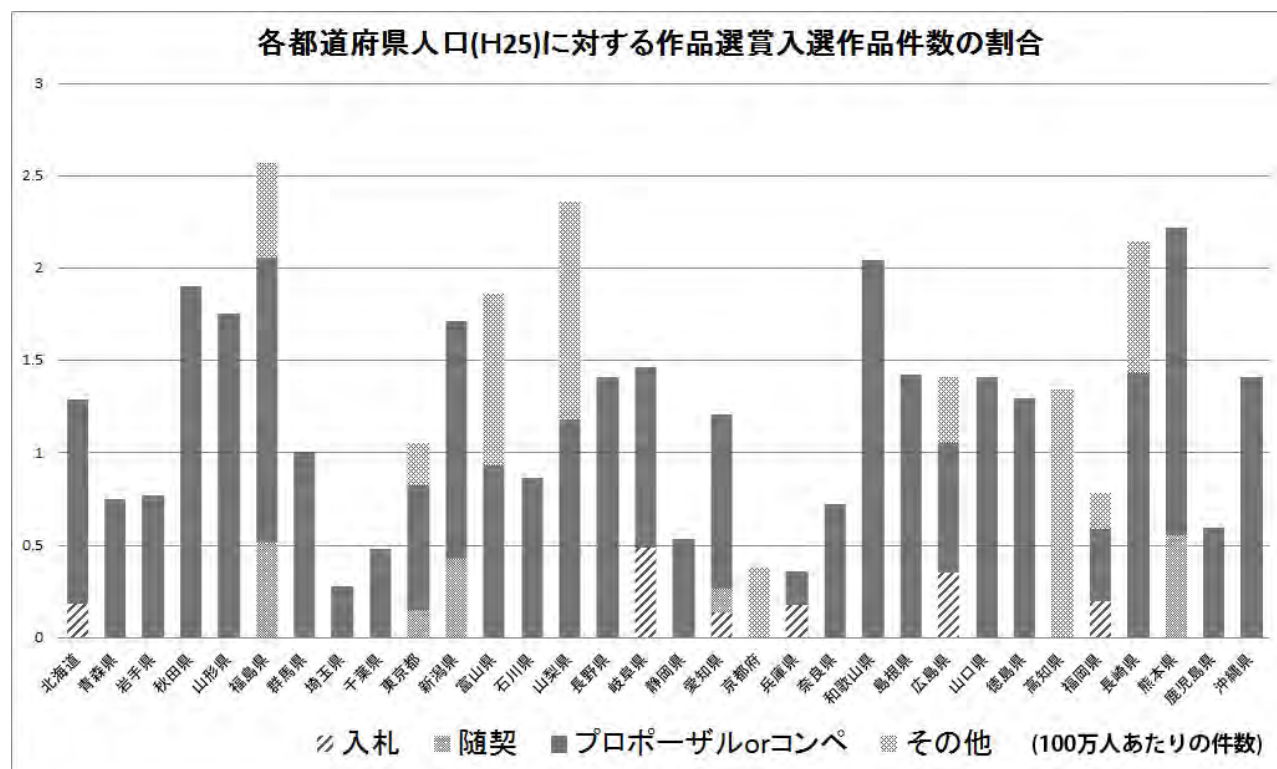
作品選集(過去5年分入選作品)に対する各発注方式の割合



3-2.作品選集(過去5年分入選作品)の都道府県別・発注方式の件数



3-3.各都道府県人口(H25)に対する作品選集入選作品件数の割合



優れた公共建築作品を蓄積できる力が地域で異なっている。